

第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちを目指して～

名古屋市

はじめに

厚生労働省が公表した令和4年国民生活基礎調査では、子どもの貧困率は11.5%であり、そのうち、大人が一人の世帯では44.5%と依然として高くなっています。また、令和5年7月から9月に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査の結果でも、子育て家庭の平均年間総収入と比べて、母子家庭の平均年間総収入は約4割、父子家庭では約8割であるなど、ひとり親家庭の生活は、その多くが、依然として、経済的に厳しい状況に置かれていることが分かります。このような経済的な厳しさに加え、ひとり親家庭の親は、一人で家事と子育てと仕事の三役をこなしていかなければならず、負担感の大きい状況にあることが実態調査などからみてとれます。

現在、本市は、SDGs 未来都市として「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を実現するため、「誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を目指した取組みを進めています。また、その中で、子どもの最善の利益を確保するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力あふれる社会を目指しています。

このたび策定した「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」を推進し、相談体制を充実させ、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や親子交流の支援、子どもの生活や教育の支援など、総合的な支援により一層取り組むことで、さまざまな困難を抱えるひとり親家庭等や子どもを支え、応援してまいりたいと考えています。

本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた市民の皆様や関係機関、団体の方々に心から感謝するとともに、今後とも、ひとり親家庭等の自立の促進と子どもの健やかな育ちのため、本計画の推進に対して、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

令和7年3月

名古屋市長 広沢 一郎

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について	1
2 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯	3
3 ひとり親世帯等実態調査結果の推移	10
第2章 ひとり親家庭等の現状と課題	
1 ひとり親家庭等の状況	14
（1）ひとり親家庭等の世帯数（推計）の推移	14
（2）ひとり親家庭等になった理由	16
（3）ひとり親家庭等の悩み（なった当時）	17
（4）ひとり親家庭等の悩み（なった当時）の相談先	18
（5）名古屋市の施策等で期待すること	19
（6）公的制度の認知度	20
（7）離婚前に知りたかったこと	22
2 子育てや生活の状況	23
（1）ワーク・ライフ・バランスについて	23
（2）ひとり親家庭等の悩み（現在）	24
（3）ひとり親家庭等の悩み（現在）の相談先	25
（4）現在の住居の状況、転居の希望	26
3 就業の状況	27
（1）現在の就業状況	27
（2）ひとり親家庭等になった当時の就業状況と現在の就業状況	28
（3）転職の希望	29
4 養育費・親子交流の状況	31
（1）養育費	31
（2）親子交流	33
5 収入の状況	35
6 子どもに関する状況	38
（1）子育ての経済的負担	38
（2）教育・進学について	40
（3）ひとり親家庭の子どもの状況について	43

7 まとめ ～現状から見える課題～	45
① ひとり親家庭等の状況と相談支援・情報提供に関すること	45
② 子育てや生活支援に関すること	46
③ 就業の支援に関すること	47
④ 養育費・親子交流に関すること	48
⑤ 経済的支援に関すること	49
⑥ 子どもの生活や教育・進学に関すること	50
第3章 施策の方向性	
1 基本的な考え方	51
2 基本方針	51
3 施策	51
第4章 施策の展開	
施策目標1 相談支援体制の充実・わかりやすい情報提供	54
方策1：相談支援体制の充実	54
方策2：わかりやすい情報提供・情報の展開	55
施策目標2 子育てや生活の負担軽減	56
方策1：子育て・生活の支援の推進	56
方策2：住宅の支援	57
方策3：親同士が情報交換できる場の充実	58
施策目標3 一人ひとりに寄り添った就業支援	59
方策1：総合的な相談窓口体制	59
方策2：安定した収入の確保	60
施策目標4 養育費・親子交流の支援	62
方策1：養育費・親子交流の相談等	62
方策2：養育費・親子交流の啓発	62
方策3：養育費の確保の支援	62
施策目標5 経済的支援	63
方策1：ひとり親家庭手当等の支給	63
方策2：母子父子寡婦福祉資金の貸付・寡夫福祉資金の貸付	63
方策3：生活費の負担軽減	63
施策目標6 子どもの生活や教育・進学の支援	64
方策1：子どもの生活・学習支援	64
方策2：文化・スポーツ・社会体験機会の提供	65
方策3：教育費の負担軽減	66

第1章 計画の策定にあたって

1 第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画について

(1) 趣旨

本市では、母子及び父子並びに寡婦福祉法や国の基本方針に基づき、「第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第4期計画」と言います。）」を策定し、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や親子交流の支援、子どもの生活や教育の支援などの総合的な取組みを実施してまいりました。

このたび、第4期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、令和5年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第5期計画」と言います。）」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するもので、なごや子どもの権利条例に基づき策定している「子どもに関する総合計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

(3) 対象期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(4) 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦、寡夫

※（参考）語句の定義

- 母子家庭 : 配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭
- 父子家庭 : 配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭
- 寡婦 : 子どもが20歳に到達した母子家庭の母
- 寡夫 : 子どもが20歳に到達した父子家庭の父
- ひとり親家庭 : 母子家庭、父子家庭
- ひとり親家庭等 : 母子家庭、父子家庭、寡婦、寡夫

(5) 計画策定に使用する数値

この計画は、令和5年7～9月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査」における結果に基づき現状と課題を分析しています。そのため、計画に示す数値は、特に断りが無い限り、この調査結果の数値となります。

令和5年度名古屋市ひとり親家庭等実態調査の概要

(1) 調査の目的

ひとり親世帯等（母子世帯、父子世帯、両親のない子のいる世帯、寡婦世帯、寡夫世帯）の生活状況、生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

郵送で配布し、郵送またはオンライン調査の併用により回収した。

(3) 調査期間

令和5年7月31日から8月18日（当初）

※回収率の低迷により、調査の回答期限について9月30日まで延長。

※前回調査の調査期間は平成30年7月17日から7月31日。

(4) 対象者及び回収結果

令和2年国勢調査により設定された名古屋市内の調査区から、無作為に抽出した2,000地区を指定し、当該地区に居住する住民基本台帳の世帯構成等から両親のいる子の世帯など、調査対象世帯に該当しない世帯を除いた調査対象世帯に該当する可能性がある世帯について、母子世帯及び寡婦世帯については各1世帯、寡夫世帯については連続する2調査地区から各1世帯（いずれも該当世帯が存在しない場合は他地区より1世帯）、父子世帯及び両親のない子のいる世帯については全世帯を対象とした。

【大人調査票】

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯	2,000世帯	575世帯	28.8%
父子世帯	517世帯	118世帯	22.8%
両親のない子のいる世帯	16世帯	6世帯	37.5%
寡婦世帯	2,000世帯	769世帯	38.5%
寡夫世帯	1,000世帯	250世帯	25.0%
合計	5,533世帯	1,718世帯	31.1%

【子ども調査票】

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯、父子世帯、両親のない子のいる世帯に含まれる10歳以上18歳未満の児童（複数名存在する場合は、最年長の児童を調査対象とする。）	1,346世帯	292世帯	21.7%

2 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定の経緯

(1) 国の状況

国は、平成 14 年 3 月に母子家庭等自立支援対策大綱を策定し、それまでの母子寡婦対策を根本的に見直し、児童扶養手当など経済的支援中心の施策から、就業・自立に向けた総合的な支援策を展開することとしました。

これを受けて、平成 14 年 11 月に母子及び寡婦福祉法が改正され、都道府県や指定都市等による「母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」と言います。）」の策定について規定されました。

また国は、平成 15 年 4 月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」と言います。）」を公表し、自立促進計画の指針となるべき基本的な事項を示しました。平成 20 年度には、この基本方針の対象期間が終了したため、従前の施策を引き継ぎつつ養育費確保に向けた取り組みの推進や就業支援のより一層の強化を加え、新たな基本方針として公表しました。

平成 25 年 3 月には、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、父子家庭の父を含め、一層の就業支援施策を進めることとされました。この法律の施行を受けて、平成 25 年度には、基本方針の対象期間を平成 24 年度までの 5 年間から平成 26 年度までの 7 年間に延長し、父子家庭への就業支援の重要性を追加しました。

平成 26 年 1 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、特にひとり親家庭の貧困率の高さが指摘される中で、子どもの貧困対策としても、ひとり親家庭への支援施策の強化が求められました。

平成 26 年 10 月には、「母子及び寡婦福祉法」の名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称し、福祉資金貸付等支援施策の対象を父子家庭にも拡大するなど父子家庭への拡大が盛り込まれました。

平成 27 年 4 月には、基本方針の対象期間の終了に伴って基本方針の見直しがありました。方針では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施することとされたほか、「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成 25 年 8 月）に示された課題、平成 26 年度の関係法令（母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法）改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワ

ンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施)、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び親子交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項が追加され、平成27年度から平成31年度の5年間を対象期間とされました。

令和2年4月には、基本方針の対象期間の終了に伴って基本方針の見直しがありました。方針では、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施することとされたほか、基本目標の中に、相談関係職員の人材の確保と専門性の向上、教育の支援が追加され、都道府県及び市町村が講ずべき具体的な措置として、相談支援体制の整備、親子交流に関する取り決めの促進、広報啓発が盛り込まれ、令和2年度から令和6年度の5年間を対象期間とされました。

令和5年12月には、こども未来戦略が示され、こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化することが示されました。

令和6年9月には、こども大綱の記述を踏まえて、こどもの貧困解消に向けた対策推進法が施行され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へ法律の題名が変更されました。また、こども貧困大綱において定める貧困の指標に「ひとり親世帯の養育費受領率」が追加されました。

(2) 本市の状況

本市では、平成17年3月、母子及び寡婦福祉法や基本方針に基づき、平成17年度から21年度までの5年間を対象期間とした「名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第1期計画」と言います。）」を策定し、就業支援、子育て支援、生活支援、経済的支援、及び養育費取得支援を柱とした就業・自立に向けた総合的な支援を実施してきました。

第1期計画に基づき、就業支援として、職業能力開発のための自立支援給付金制度や、母子家庭等自立支援センター事業を創設し、平成18年5月には、母子家庭の母等の就業を総合的に支援するための母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室ジョイナスナゴヤを開設しました。また、経済的支援として、国の児童扶養手当の上乗せとなるひとり親家庭手当制度を平成18年度に創設しました。

平成22年3月には、平成22年度から26年度までの5年間を対象期間とした「第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画（以下「第2期計画」と言います。）」を策定し、母子家庭の母等の就業支援を柱に、総合的な自立支援施策に取り組みました。

第2期計画期間中の取り組みとしては、平成23年度から、養育費相談事業において、新たに司法書士による養育費取得に向けた書類作成や同行支援を開始したほか、平成26年度からは、ひとり親家庭の中学生を対象とした学習サポート事業をモデル事業として4区で開始するとともに、父子福祉資金の貸付を開始しました。

平成27年3月には、平成27年度から31年度までの5年間を対象期間とした第3期計画を策定し、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取り組みを実施しました。

第3期計画期間中の取り組みとしては、ひとり親家庭等への総合的な支援体制を強化するため、区役所に母子・父子自立支援員と連携して家庭訪問など積極的な支援を行うひとり親家庭応援専門員を配置しました。また、子どもへの支援として中学生の学習支援事業を健康福祉局と一体的に実施し、実施か所数を150か所に拡充したほか、文化・スポーツ交流事業、市有施設優待利用事業を開始しました。

平成31年3月には、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間とした第4期計画を策定し、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や親子交流の支援、子どもの生活や教育の支援など総合的な取り組みを実施しました。

第4期計画期間中の取り組みとしては、離婚前の方への支援として、子どものための支援であることを念頭に置いた上で、新たに養育費や親子交流の啓発のためのセミナーの開催及びリーフレットの作成・配布、養育費の取り決めや債務名義の取得を目的とした養育費に関する公正証書等作成補助事業や養育費保証料補助事業を実施しました。

また、ジョイナスナゴヤにおける就業支援の対象を父子家庭へ拡充した他、男女平等促進の観点から、寡婦と同等の制度の適用を目的とした寡夫福祉資金貸付金を開始しました。

さらに、子どもの学習や進学に関する新たな支援として、子どもの進学段階での貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭等への大学受験料等補助を新たに開始しました。

このたび、第4期計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、令和5年度ひとり親世帯等実態調査、関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取を行い、国の基本方針をふまえて、「第5期計画」を策定するものです。

第1期計画からの策定の経緯

年月	内容
平成14年3月	母子家庭等自立支援対策大綱策定 ⇒児童扶養手当中心の支援から、就業・自立に向けた総合的な支援へ
11月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒都道府県等の自立促進計画策定について規定
平成15年4月	国の基本方針 (平成15年度～平成19年度) ⇒母子家庭施策の総合的な展開
平成17年3月	第1期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成17年度～平成21年度)
平成20年4月	国の基本方針 (平成20年度～平成24年度) ⇒就業支援策及び養育費確保策(相談機能)の強化
平成22年3月	第2期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成22年度～平成26年度)
平成25年3月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行
	国の基本方針 対象期間の延長 (平成20年度～平成26年度) ⇒父子家庭への就業支援の重要性を追加
平成26年1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行
10月	母子及び寡婦福祉法改正 ⇒母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改称
平成27年3月	第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (平成27年度～平成31年度)
平成27年4月	国の基本方針 (平成27年度～平成31年度) ⇒相談支援体制の整備、学習支援の推進、養育費の確保及び親子交流の取り決めの促進、広報啓発の実施等の事項を追加

年月	内容
令和 2年 3月	第4期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画策定 (令和2年度～令和6年度)
4月	国の基本方針 (令和2年度～令和6年度)
令和 5年 12月	こども未来戦略 ⇒こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化
令和 6年 9月	こどもの貧困解消に向けた対策推進法施行 ⇒「子どもの貧困対策推進法」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へ変更

策定に向けたニーズ把握の状況

1 ひとり親家庭等 現状・ニーズの把握

令和5年7月～9月

令和5年度ひとり親世帯等実態調査 実施

2 行政内部での検討・意見聴取

令和6年5月～8月

ひとり親家庭等自立支援計画にかかる庁内検討会議

令和6年6月～7月

区役所・支所からの意見聴取（民生子ども課・区民福祉課）

3 関係機関等からの意見聴取

令和6年6月～7月

母子・父子福祉団体（社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会）

労働行政関係機関（あいちマザーズハローワーク）

母子生活支援施設

その他（ジョイナスナゴヤ、仕事・暮らし自立サポートセンター、中学生の学習支援事業者、子どもの居場所づくり事業者等）

4 有識者等からの意見聴取

令和6年9月 名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

令和6年10月 なごや子ども・子育て支援協議会

5 一般市民からの意見聴取

令和6年12月 パブリックコメントの実施

3 ひとり親世帯等実態調査結果の推移

1 母子世帯

事項	R5 実態調査 回答数：492	H30 実態調査 回答数：508
推計世帯数	24,820 世帯	25,986 世帯
出現率	2.15%	2.36%
ひとり親家庭になった理由	①離婚 74.8% ②未婚 13.2% ③死別 8.9%	①離婚 78.4% ②未婚 13.6% ③死別 5.6%
困っていること	①子どもの教育や将来 55.3% ②生活費 53.9% ③仕事 31.8% ※3 つまで選択可	①子どもの教育や将来 59.2% ②生活費 51.7% ③仕事 27.5% ※3 つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 64.5% ②しつけ 28.4% ③育児 22.3% ※3 つまで選択可	①教育・進学 67.5% ②しつけ 30.9% ③育児 19.2% ※3 つまで選択可
就業率	88.8%	90.7%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 48.0% アルバイト・パート 38.7%	正規の職員・従業員 41.8% アルバイト・パート 41.8%
世帯の年間総収入	平均 317.9 万円 ①500～1,000 万未満 14.8% ②200～250 万未満 14.2% ③150～200 万未満 11.8% ④0～50 万未満 10.7% ⑤250～300 万未満 8.3%	平均 319.3 万円 ①0～50 万未満 14.6% ②500～1,000 万未満 13.4% ③200～250 万未満 11.6% ④250～300 万未満 10.7% ⑤150～200 万未満 9.5%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 71.8% ②取り決め無 28.2%	①取り決め有 66.4% ②取り決め無 33.6%
親子交流の取り決め状況	①取り決め有 59.4% ②取り決め無 40.6%	①取り決め有 54.6% ②取り決め無 45.4%
住居形態	①民営の賃貸住宅 30.1% ②持ち家 28.3% ③親族と同居 12.6% ③市営住宅 12.6%	①借家・アパート 36.7% ②持ち家 28.7% ③親族と同居 15.6%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 51.6% ②経済的支援の充実 48.9% ③子どもの学習教育支援の充実 22.2%	①相談事業の充実 69.4% ②経済的支援の充実 31.0% ③子どもの学習教育支援の充実 16.6%

2 父子世帯

事項	R5 実態調査 回答数：80	H30 実態調査 回答数：129
推計世帯数	2,424 世帯	2,973 世帯
出現率	0.21%	0.27%
ひとり親家庭になつた理由	①離婚 65.8% ②死別 30.3%	①離婚 69.1% ②死別 23.6%
困っていること	①子どもの教育や将来 57.4% ②家事 30.9% ③仕事 27.9% ※3つまで選択可	①子どもの教育や将来 48.1% ②生活費 33.3% ③家事 26.9% ※3つまで選択可
子どもについての悩み	①教育・進学 62.0% ②しつけ 27.8% ③就職 21.5% ※3つまで選択可	①教育・進学 63.7% ②しつけ 29.8% ③就職 19.4% ※3つまで選択可
就業率	97.5%	90.8%
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 91.9% アルバイト・パート 4.8%	正規の職員・従業員 88.2% アルバイト・パート 3.9%
世帯の年間総収入	平均 659.6 万円 ①500～1,000 万未満 55.0% ②1,000 万以上 11.7% ③0～50 万未満 8.3% ③300～350 万未満 8.3% ⑤100～150 万未満 5.0% ⑤450～500 万未満 5.0%	平均 570.4 万円 ①500～1,000 万未満 38.3% ②450～500 万未満 12.3% ③0～50 万未満 9.9% ③1,000 万以上 9.9% ⑤250～300 万未満 8.6%
養育費の取り決め状況	①取り決め有 59.6% ②取り決め無 40.4%	①取り決め有 53.2% ②取り決め無 46.8%
親子交流の取り決め状況	①取り決め有 54.9% ②取り決め無 45.1%	①取り決め有 52.6% ②取り決め無 47.4%
住居形態	①持ち家 63.8% ②市営住宅 12.5% ③民営の賃貸住宅 11.3%	①持ち家 44.5% ②借家・アパート 21.1% ③市営住宅 10.2%
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 41.8% ②経済的支援の充実 34.5% ③子どもの学習教育支援の充実 21.8%	①相談事業の充実 73.1% ②経済的支援の充実 22.1% ③企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発活動の充実 10.6%

3 寡婦世帯

事項	R5 実態調査 回答数：185	H30 実態調査 回答数：185
推計世帯数	29,785 世帯	25,325 世帯
出現率	2.58%	2.30%
ひとり親家庭に なった理由	①離婚 62.9% ②死別 29.1%	①離婚 67.2% ②死別 24.9%
困っていること	①自分の老後 50.3% ②生活費 26.1% ③自分の健康 24.2% ※3 つまで選択可	①自分の老後 50.0% ②生活費 34.7% ③自分の健康 29.3% ※3 つまで選択可
子どもについての 悩み	①就職 23.5% ②結婚 22.2% ③病気 10.5% ③教育・進学 10.5% ※3 つまで選択可	①就職 22.4% ②結婚 20.4% ③病気 11.2% ※3 つまで選択可
就業率	84.0%	85.2%
雇用されている者の 雇用形態	正規の職員・従業員 36.9% アルバイト・パート 39.2%	正規の職員・従業員 43.1% アルバイト・パート 39.2%
世帯の年間総収入	平均 454.1 万円 ①500～1,000 万未満 32.8% ②0～50 万未満 12.8% ③200～250 万未満 12.8% ④300～350 万未満 8.0% ⑤350～400 万未満 7.2%	平均 417.9 万円 ①500～1,000 万未満 24.5% ②100～150 万未満 11.3% ③200～250 万未満 9.4% ④250～300 万未満 7.5% ④300～350 万未満 7.5%
住居形態	①持ち家 45.7% ②民営の賃貸住宅 28.3% ③親族と同居 7.6%	①持ち家 45.9% ②借家・アパート 34.3% ③親族と同居 5.0%
名古屋市の施策等 で期待すること	①相談事業の充実 50.9% ②経済的支援の充実 18.2% ③子どもの放課後 対策の充実 10.1%	①相談事業の充実 76.5% ②経済的支援の充実 16.7% ③就業支援の充実 9.8%

4 寡夫世帯（※令和5年度から調査対象としています。）

事項	R5 実態調査 回答数：20	H30 実態調査 回答数：-
推計世帯数	12,352 世帯	-
出現率	1.07%	-
ひとり親家庭になつた理由	①離婚 75.0% ②死別 25.0%	-
困っていること	①自分の健康 45.5% ①自分の老後 45.5% ③生活費 18.2% ③子どもの教育や将来 18.2% ※3つまで選択可	-
子どもについての悩み	①就職 11.1% ①結婚 11.1% ①病気 11.1% ※3つまで選択可	-
就業率	84.2%	-
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 53.8% アルバイト・パート 30.8%	-
世帯の年間総収入	平均 505.0 万円 ①0～50 万未満 20.0% ①1,000 万以上 20.0% ③150～200 万未満 10.0% ③200～250 万未満 10.0% ③250～300 万未満 10.0% ③350～400 万未満 10.0%	-
住居形態	①持ち家 36.8% ①民営の賃貸住宅 36.8% ③市営住宅 5.3% ③県営住宅 5.3% ③公営住宅 5.3% ③親族と同居 5.3%	-
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業の充実 53.8% ②経済的支援の充実 23.1% ③保育施設等の充実 7.7% ③家事や介護支援の充実 7.7% ③住宅対策の充実 7.7%	-

第2章 ひとり親家庭等の現状と課題

1 ひとり親家庭等の状況

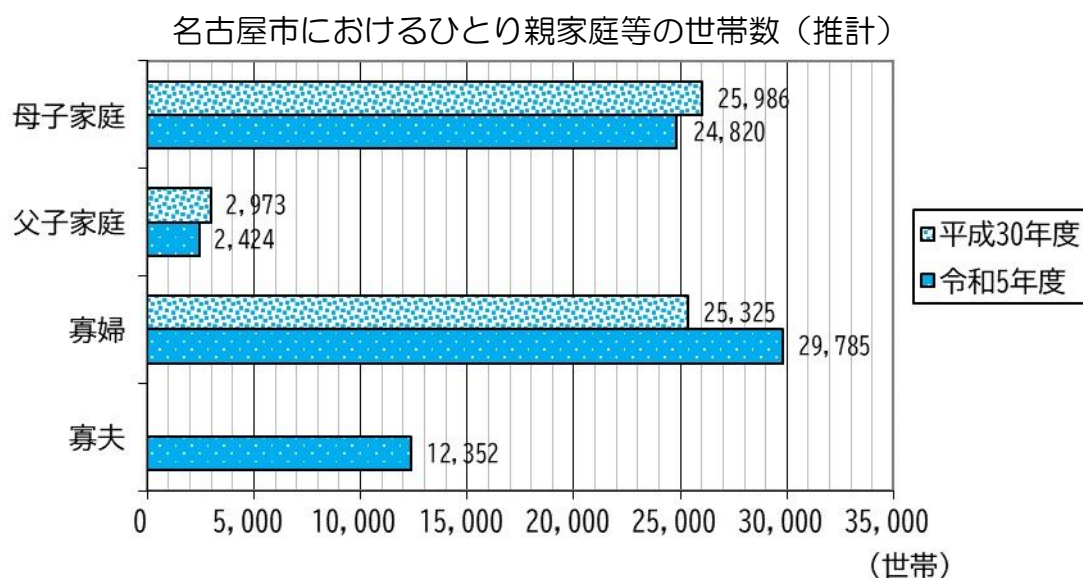
(1) ひとり親家庭等の世帯数（推計）の推移

本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、名古屋市ひとり親世帯等実態調査（以下「調査」と言います。）を始めた昭和 53 年度以降一貫して増え続けてきましたが、平成 20 年 9 月に実施した調査では、母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少しました。平成 25 年 9 月に実施した調査では、母子家庭のみ増加したものの、平成 30 年 7 月に実施した調査（以下「前回調査」と言います。）では、母子家庭、父子家庭、寡婦いずれも減少しました。また、令和 5 年 7 月から 9 月に実施した調査（以下「実態調査」と言います。）では、前回調査に比べ、母子家庭は 1,166 世帯、父子家庭は 549 世帯減少し、寡婦のみ 4,460 世帯増加しました。

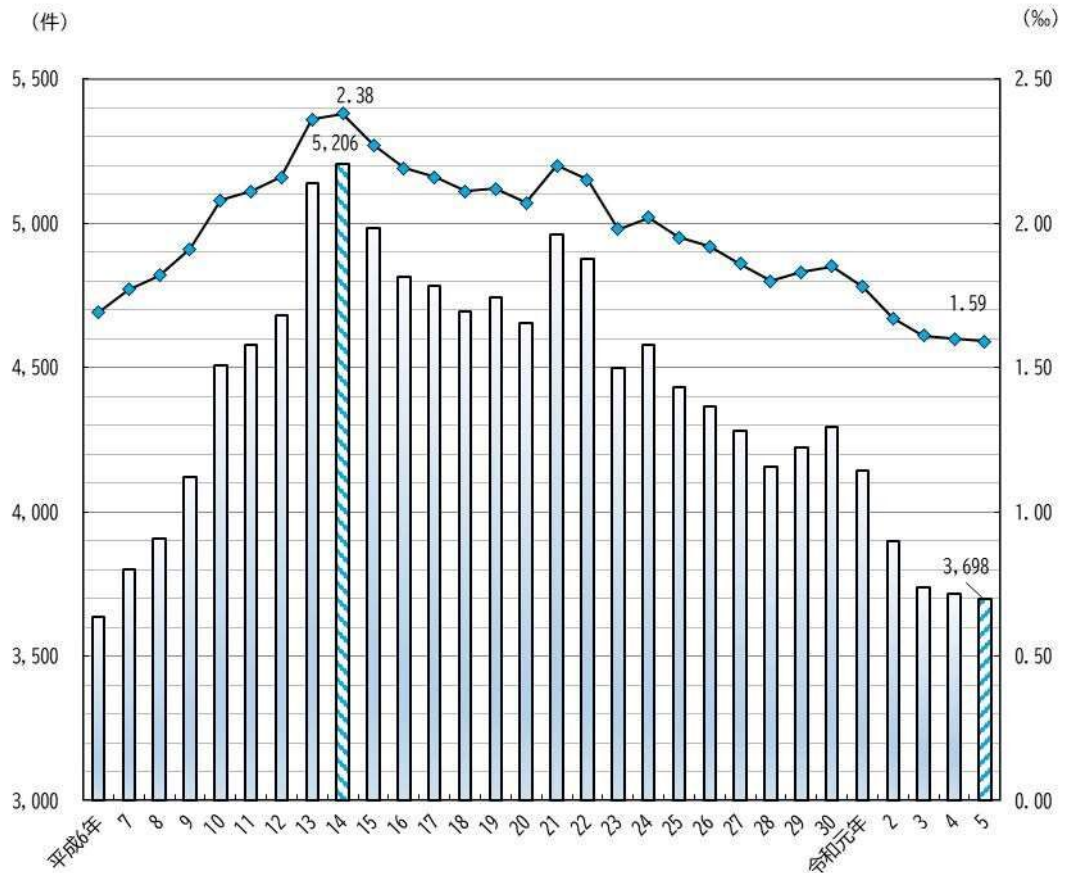
人口動態調査によると、本市における離婚率は、平成元年以降増加を続けていましたが、平成 14 年の 2.38%^(※)をピークに減少傾向に転じ、令和 5 年には 1.59%となっています。実数でみると、離婚件数のピークである平成 14 年には 5,206 件であるのに対し、令和 5 年には 3,698 件となっています。

また、市内の 20 歳未満の子ども数は年々減り続けており、平成 14 年 10 月 1 日現在では 411,588 人でしたが、令和 5 年同月には 361,326 人となっています。なお、市内の世帯数は平成 14 年 10 月 1 日現在では 921,994 世帯でしたが、令和 5 年同月には 1,156,744 世帯と増加しています。

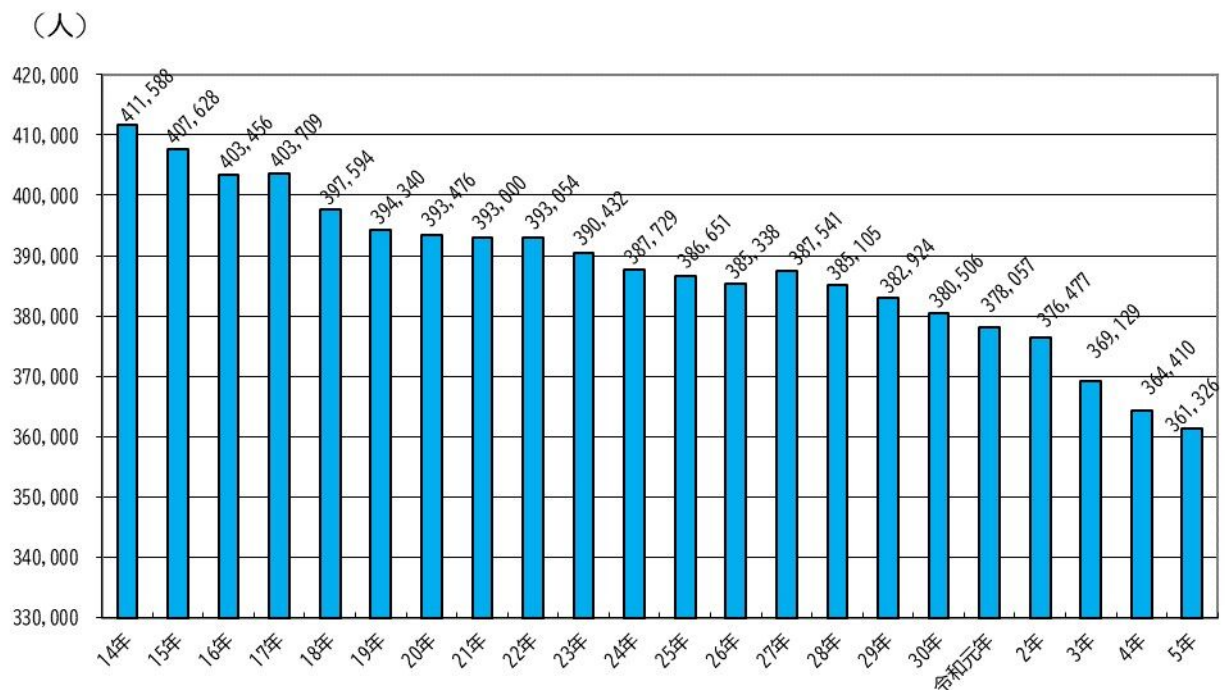
(※) %₀ : (パーミル) 1,000 分の 1 を 1 とする単位。



名古屋市における離婚件数及び離婚率（人口千人あたりの離婚件数）の推移



名古屋市の0～19歳人口（毎年10月1日時点）

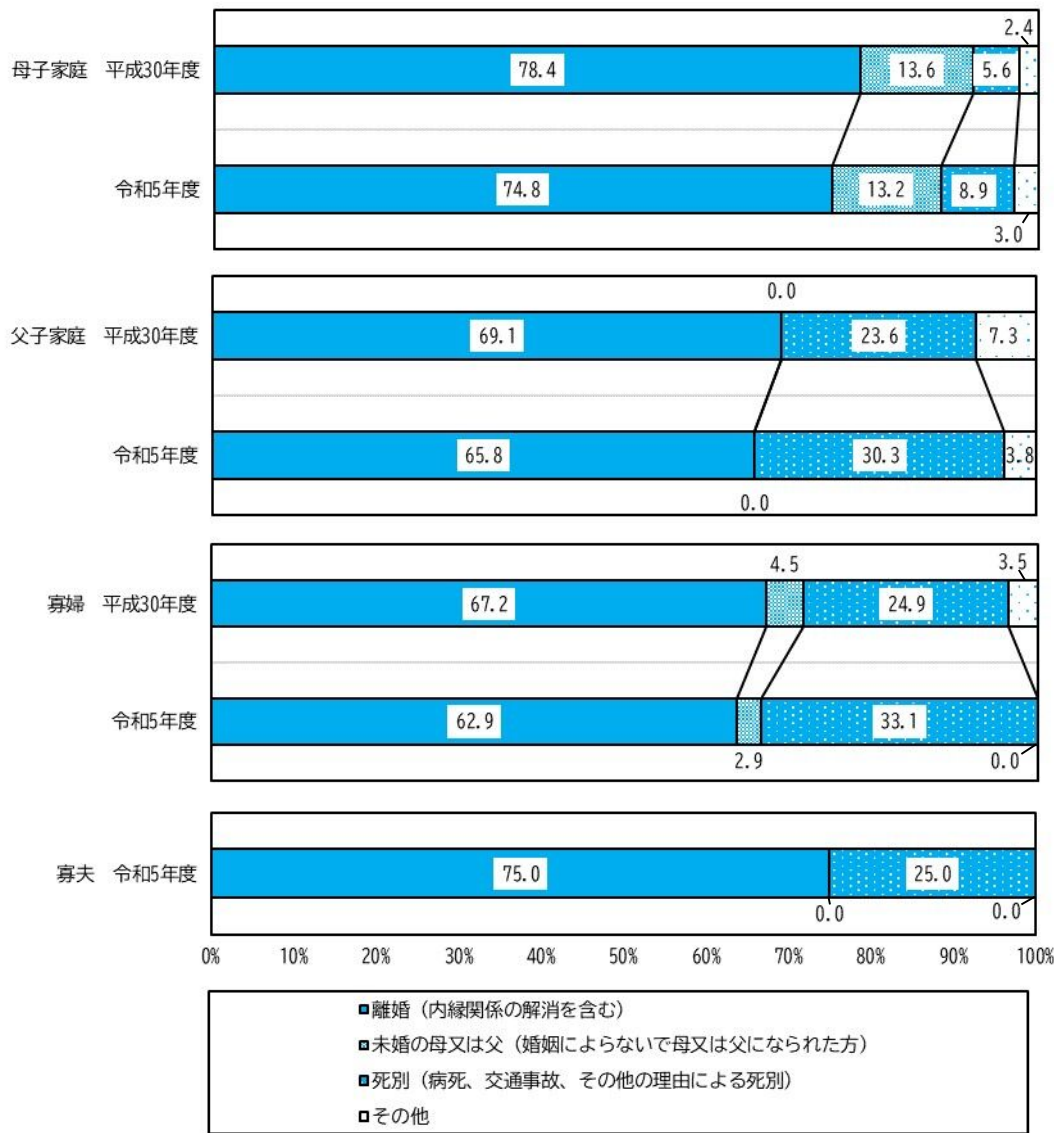


(2) ひとり親家庭等になった理由

ひとり親家庭等になった理由は、「離婚」の占める割合が最も高く、母子家庭で74.8%、父子家庭で65.8%、寡婦で62.9%、寡夫で75.0%となっています。前回調査と比較すると母子家庭が3.6%、父子家庭が3.3%、寡婦が4.3%低くなっています。

母子家庭においては、「未婚の母」が13.6%から13.2%に減少し、「死別」が5.6%から8.9%と増加しています。

名古屋市におけるひとり親家庭等になった理由（世帯別）の推移



<その他の理由の内訳>

(%)

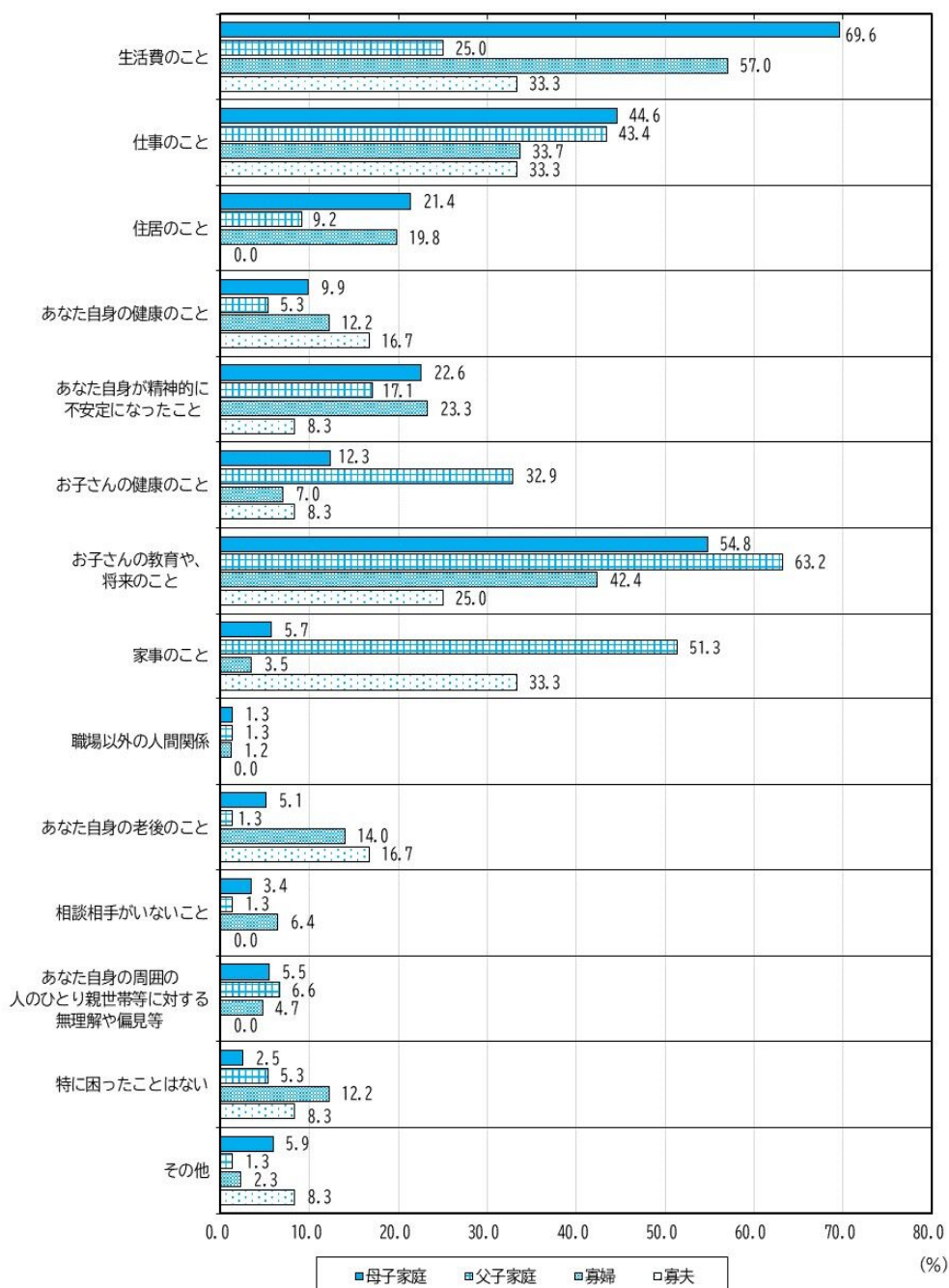
その他の内訳	母子家庭		父子家庭		寡婦		寡夫	
	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度
配偶者の障害	0.0	0.4	1.6	1.3	0.6	0.0	-	0.0
生死不明 (災害・事故等)	0.0	0.2	0.0	0.0	0.6	0.0	-	0.0
家出等による養育放棄	0.6	1.2	2.4	2.5	0.6	0.0	-	0.0
その他	1.8	1.2	3.3	0.0	1.7	0.0	-	0.0

(3) ひとり親家庭等の悩み（なった当時）

ひとり親家庭等になったときに困ったこととして、「生活費のこと」をあげている方は、母子家庭で69.6%、父子家庭で25.0%、寡婦で57.0%、寡夫で33.3%と母子家庭、寡婦、寡夫で高い割合になっています。また、「子どもの教育・将来のこと」をあげている方も、母子家庭で54.8%、父子家庭で63.2%、寡婦で42.4%、寡夫で25.0%と、高い割合となっています。それ以外では、いずれも「仕事のこと」をあげる方が多く、父子家庭と寡夫では「家事のこと」をあげる方が多くなっています。

全体では、ひとり親家庭等になった当時困っていたことがある方は、母子家庭で97.5%、父子家庭で94.7%、寡婦で87.8%、寡夫で91.7%となっています。

ひとり親家庭等になった当時困っていたこと（複数回答）



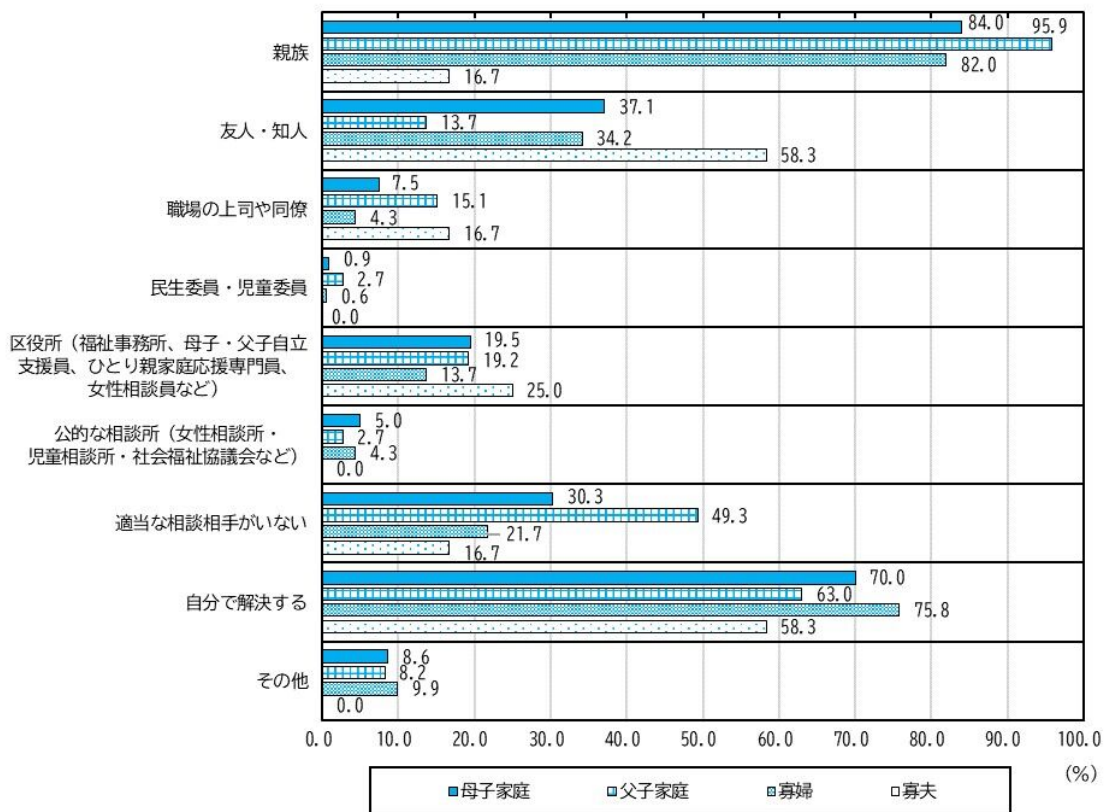
(4) ひとり親家庭等の悩み(なった当時)の相談先

ひとり親家庭等になった当時に困っていたことの相談相手については、母子家庭、父子家庭、寡婦は「親族」に相談する割合が最も多く、母子家庭で84.0%、父子家庭で95.9%、寡婦で82.0%となっています。次いで「自分で解決する」割合が多くなっており、母子家庭で70.0%、父子家庭で63.0%、寡婦で75.8%となっています。また、寡夫は、「友人・知人」、「自分で解決する」割合が最も多く、いずれも58.3%となっています。

「区役所」「公的な相談所」と答えた方は、母子家庭で24.5%、父子家庭で21.9%、寡婦で18.0%、寡夫で25.0%となっており、母子家庭、父子家庭、寡婦はいずれも前回調査より増加しています。

また、「適切な相談相手がない」と答えた方は、母子家庭が30.3%、父子家庭が49.3%、寡婦が21.7%、寡夫が16.7%となっており、母子家庭、父子家庭、寡婦はいずれも前回調査より増加しています。

ひとり親家庭等になった当時困っていたことの相談相手(複数回答)



＜相談相手が区役所・公的な相談所または適切な相談相手がないの回答推移＞(%)

	母子家庭		父子家庭		寡婦		寡夫	
	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度
区役所・公的な相談所	19.2	24.5	14.1	21.9	9.2	18.0	-	25.0
区役所	15.7	19.5	10.6	19.2	6.6	13.7	-	25.0
公的な相談所	3.5	5.0	3.5	2.7	2.6	4.3	-	0.0
適切な相談相手がない	14.3	30.3	14.2	49.3	14.6	21.7	-	16.7

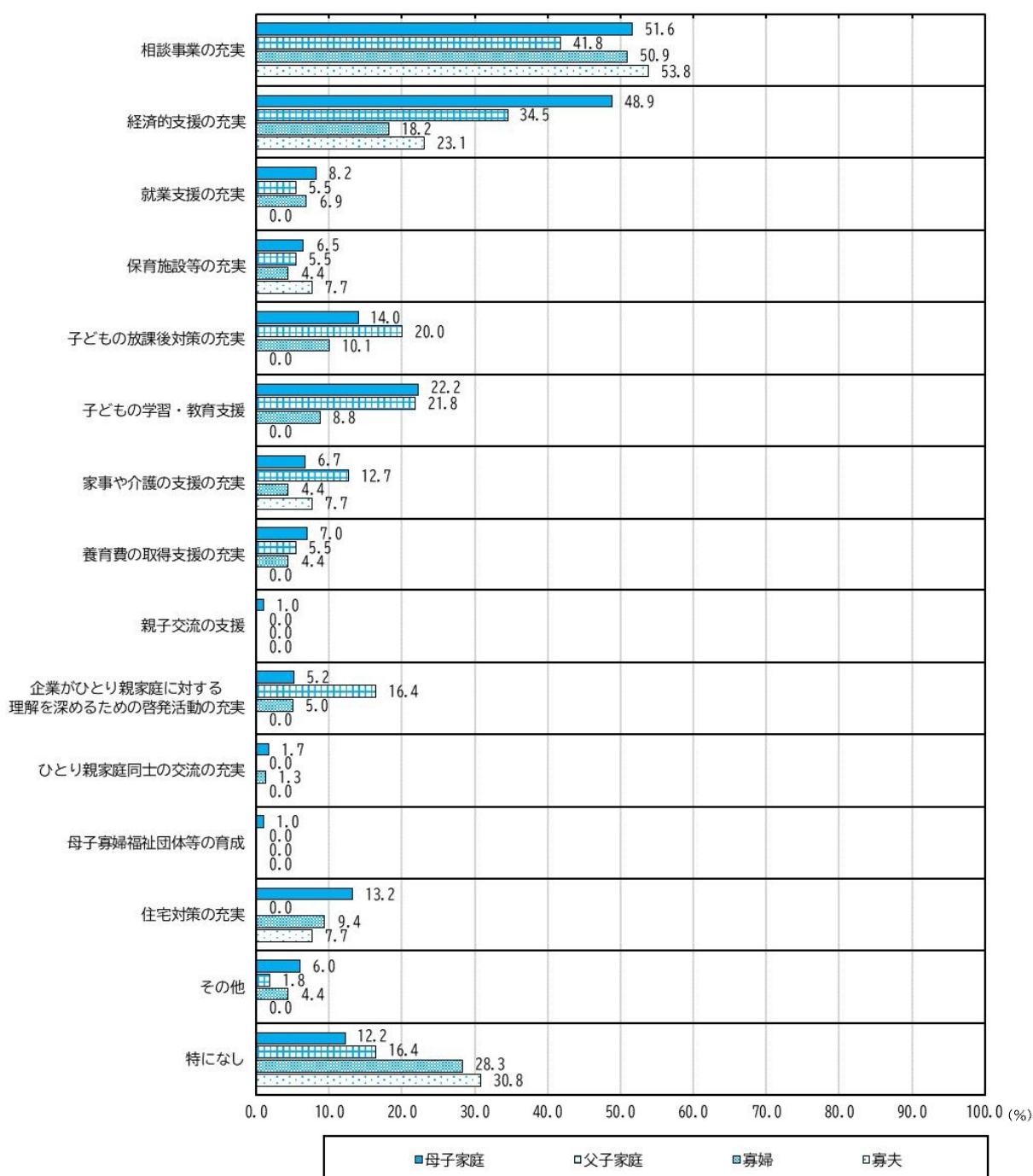
(5) 名古屋市の施策等で期待すること

本市の施策等で期待することとしては、「相談事業の充実」が最も高くなっており、母子家庭で51.6%、父子家庭で41.8%、寡婦で50.9%、寡夫で53.8%となっていますが、相談事業は主に開庁時間中の実施となるため、利用時間や方法が限られています。

その次に期待することとしては「経済的支援の充実」となっており、母子家庭で48.9%、父子家庭で34.5%、寡婦で18.2%、寡夫で23.1%となっています。

特に、「経済的支援の充実」と答えた方の割合は、前回調査に比べて高くなっており、母子家庭で17.9%増加し、父子家庭で12.4%増加しています。

名古屋市の施策等で期待すること（複数回答）

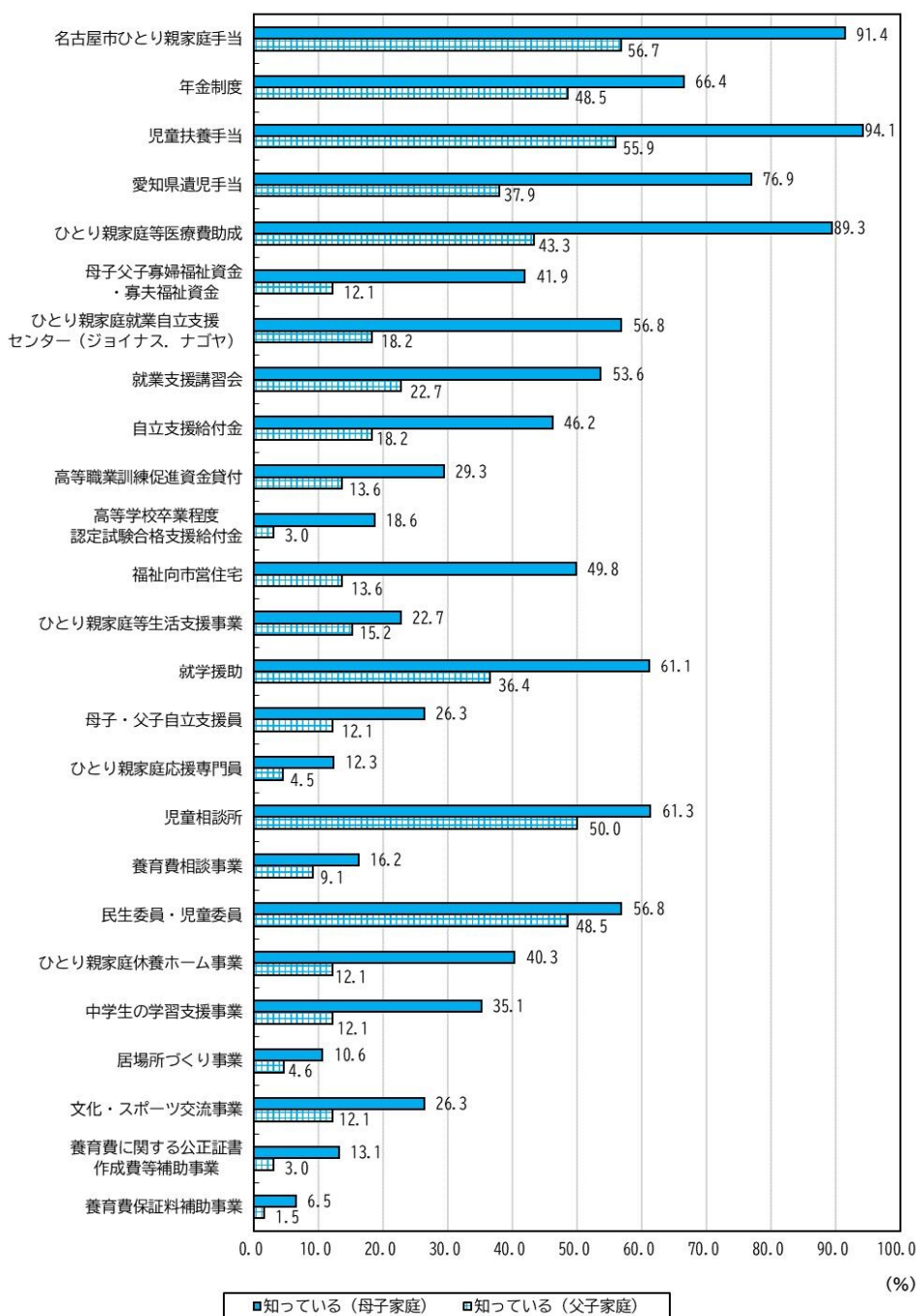


(6) 公的制度の認知度

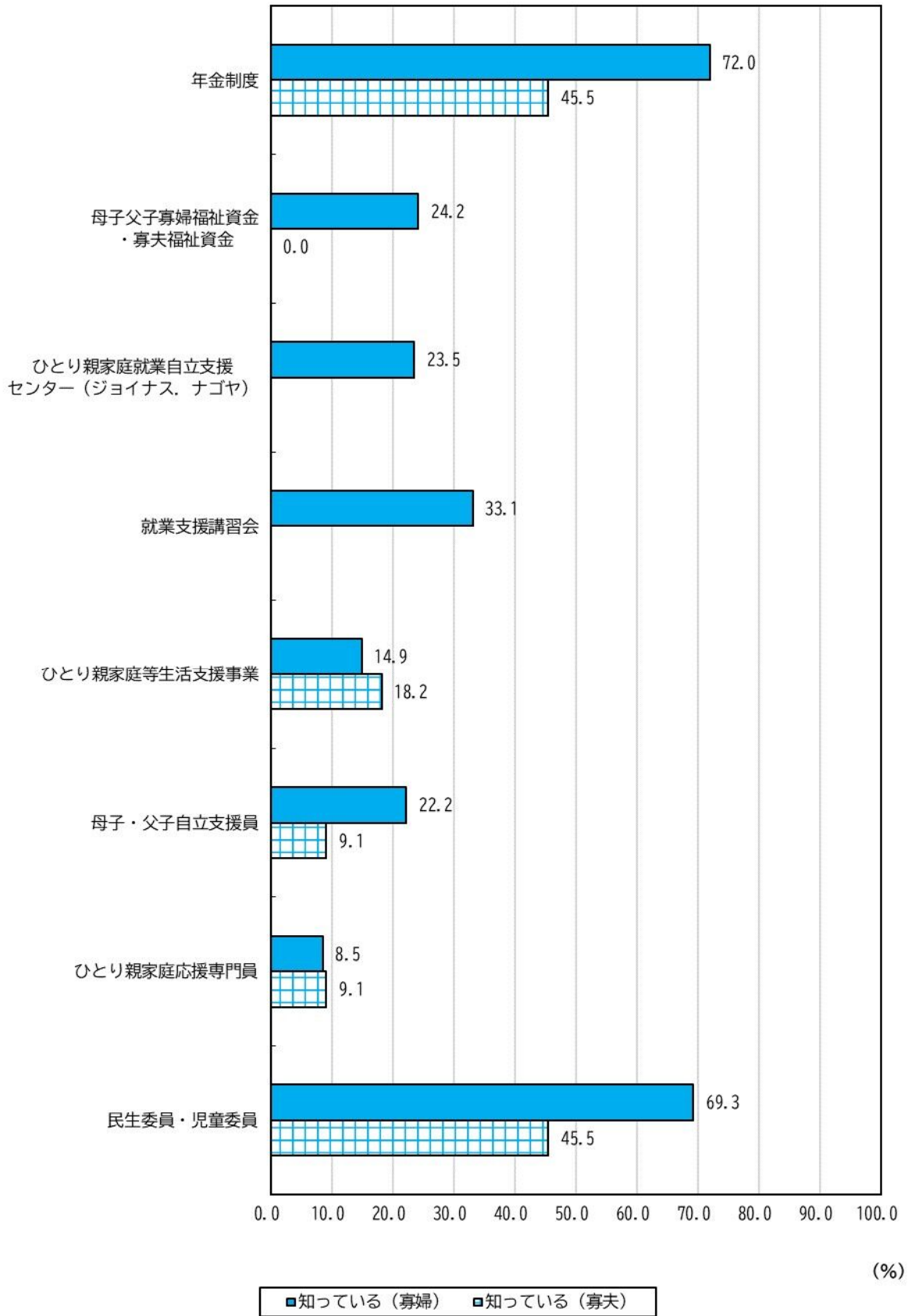
福祉施策の認知度について、「児童扶養手当」については母子家庭で94.1%、父子家庭で55.9%、「名古屋市ひとり親家庭手当」については母子家庭で91.4%、父子家庭で56.7%となっており、手当を支給する施策の認知度は高い状況にあります。

一方で、「母子・父子自立支援員」については母子家庭で26.3%、父子家庭で12.1%、「ひとり親家庭応援専門員」については母子家庭で12.3%、父子家庭で4.5%、「養育費相談事業」については母子家庭で16.2%、父子家庭で9.1%と、相談支援に関する施策の認知度は低い状況にあります。

名古屋市における福祉施策の認知度（母子家庭と父子家庭）



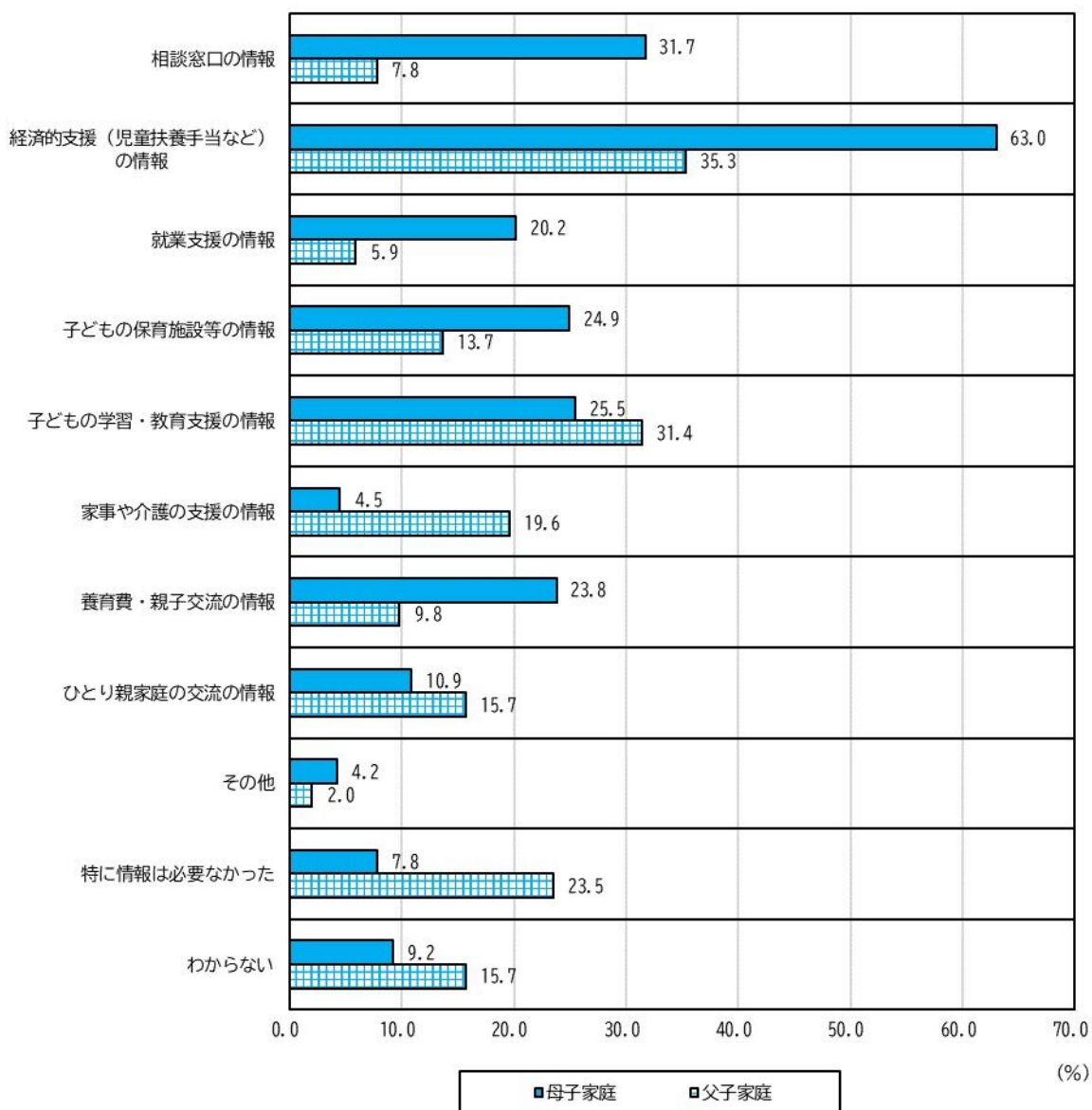
名古屋市における福祉施策の認知度（寡婦と寡夫）



(7) 離婚前に知りたかったこと

離婚する前に知りたかった情報がある方は、母子家庭で 92.2%、父子家庭で 76.5%であり、知りたかった情報は、母子家庭で「経済的支援（63.0%）」、「相談窓口の情報（31.7%）」、父子家庭で「経済的支援（35.3%）」、「子どもの学習・教育支援（31.4%）」となっています。

離婚の前に必要と感じた情報（複数回答）



2 子育てや生活の状況

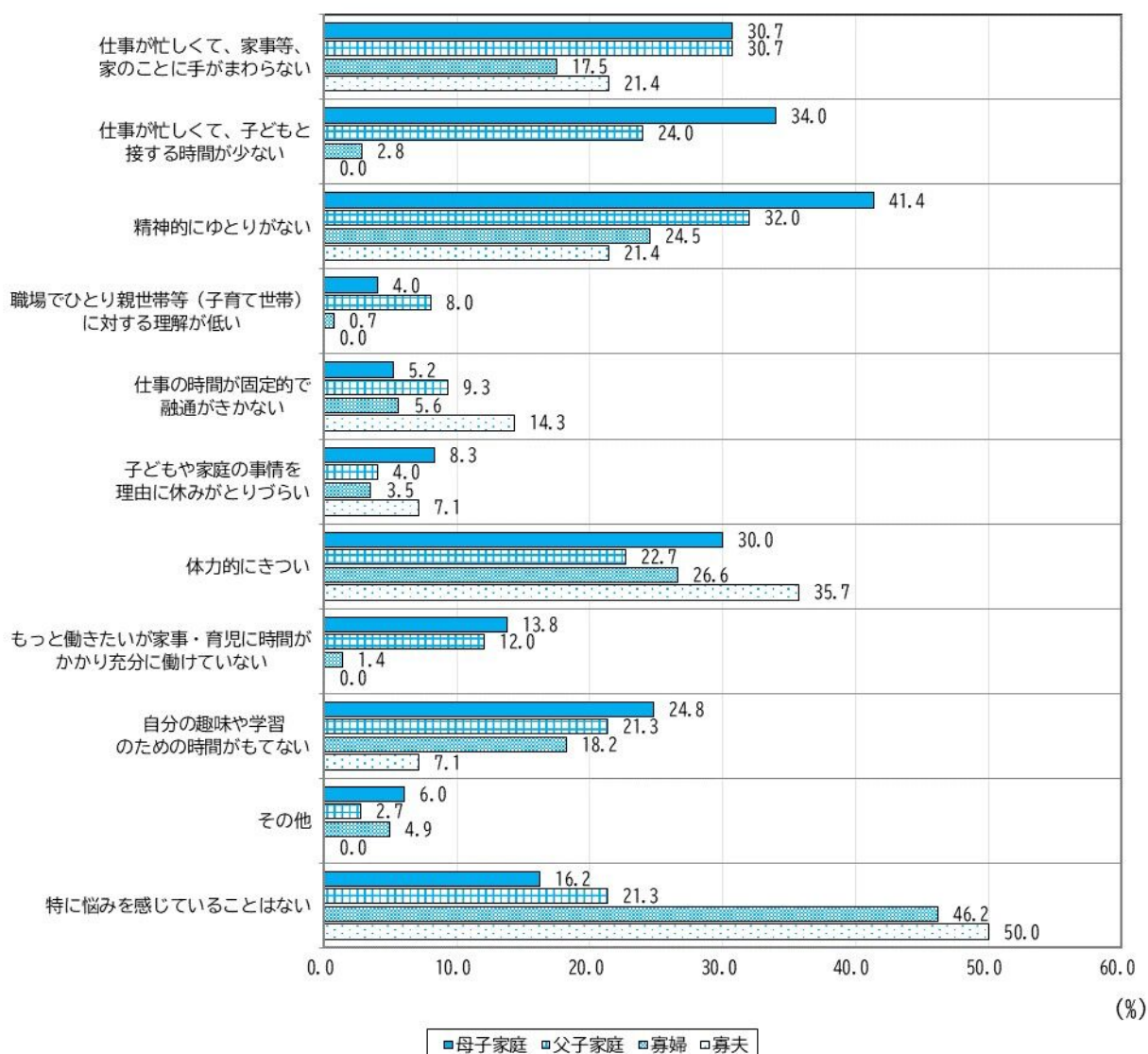
(1) ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがあると答えたひとり親の割合は、母子家庭で83.8%、父子家庭で78.7%と高くなっています。

ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがあると答えた方のうち、「精神的にゆとりがない」と答えた方が母子家庭で41.4%、父子家庭で32.0%、寡婦で24.5%、寡夫で21.4%います。また、「仕事が忙しくて家事等、家のことに手が回らない」と答えた方が、母子家庭と父子家庭で30.7%、寡婦で17.5%、寡夫で21.4%います。

また、母子家庭で34.0%、父子家庭で24.0%の家庭が、「子どもと接する時間が少ないこと」を悩んでいます。

ワーク・ライフ・バランスの悩み（複数回答）

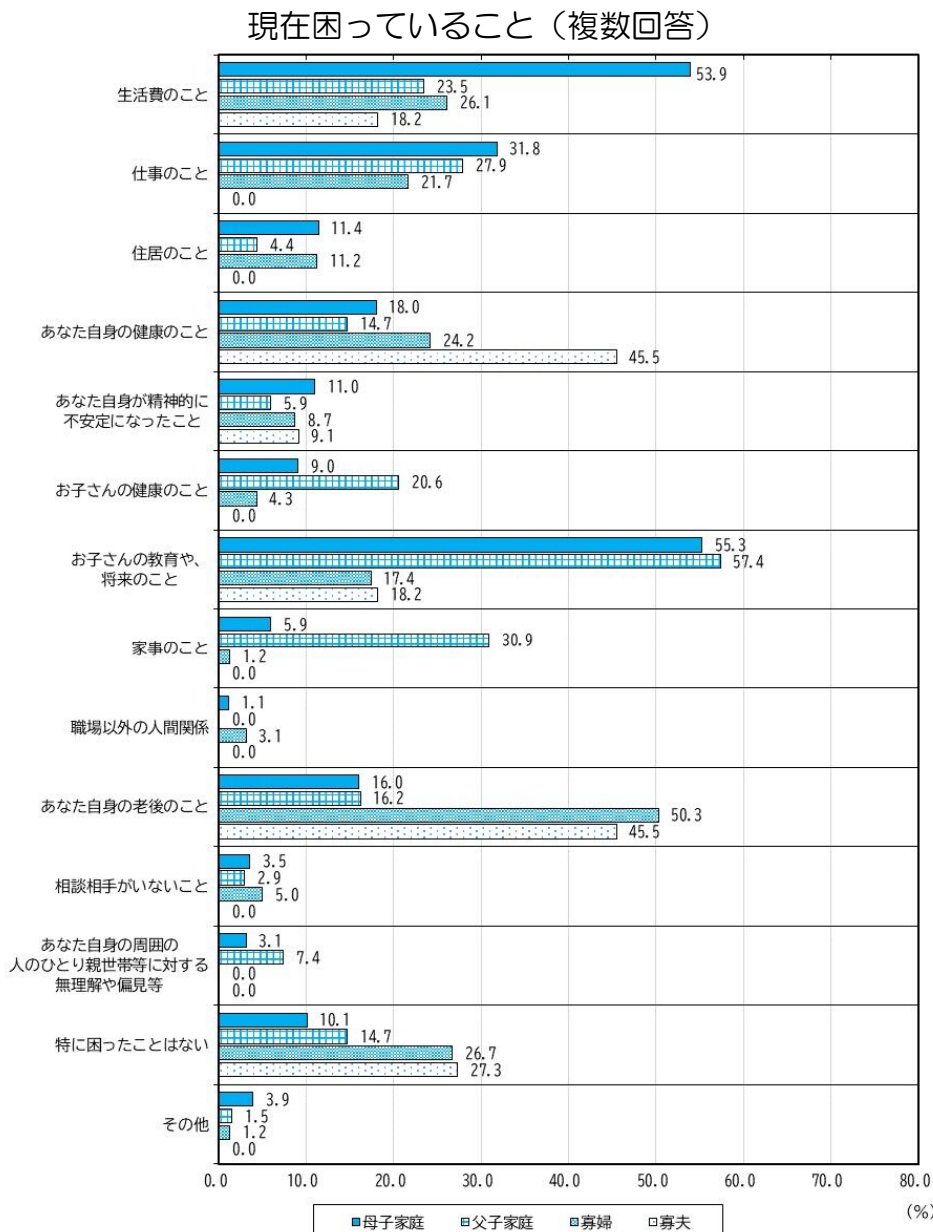


(2) ひとり親家庭等の悩み（現在）

現在困っていることとしては、「子どもの教育や将来のこと」の割合が、母子家庭が55.3%、父子家庭が57.4%と、最も高くなっています。それ以外では、母子家庭は、「生活費のこと」の割合が父子家庭、寡婦及び寡夫と比べ高くなっており、父子家庭は、「家事のこと」の割合が母子家庭、寡婦、寡夫と比べ高くなっています。また、寡婦と寡夫は「老後のこと」や「あなた自身の健康のこと」が高くなっています。

全体では、現在も困っていることがある方は母子家庭で89.8%、父子家庭で85.3%、寡婦で73.3%、寡夫で72.7%となっており、ひとり親家庭等になった当時よりは減少していますが、困っていることのある方の割合は高い状況となっています。

また、現在困っていることとして、「生活費のこと」と答えた方の割合は、母子家庭で53.9%、父子家庭で23.5%と、ひとり親家庭等になった当時（⇒P17）よりは減少していますが、依然として高い状況です。



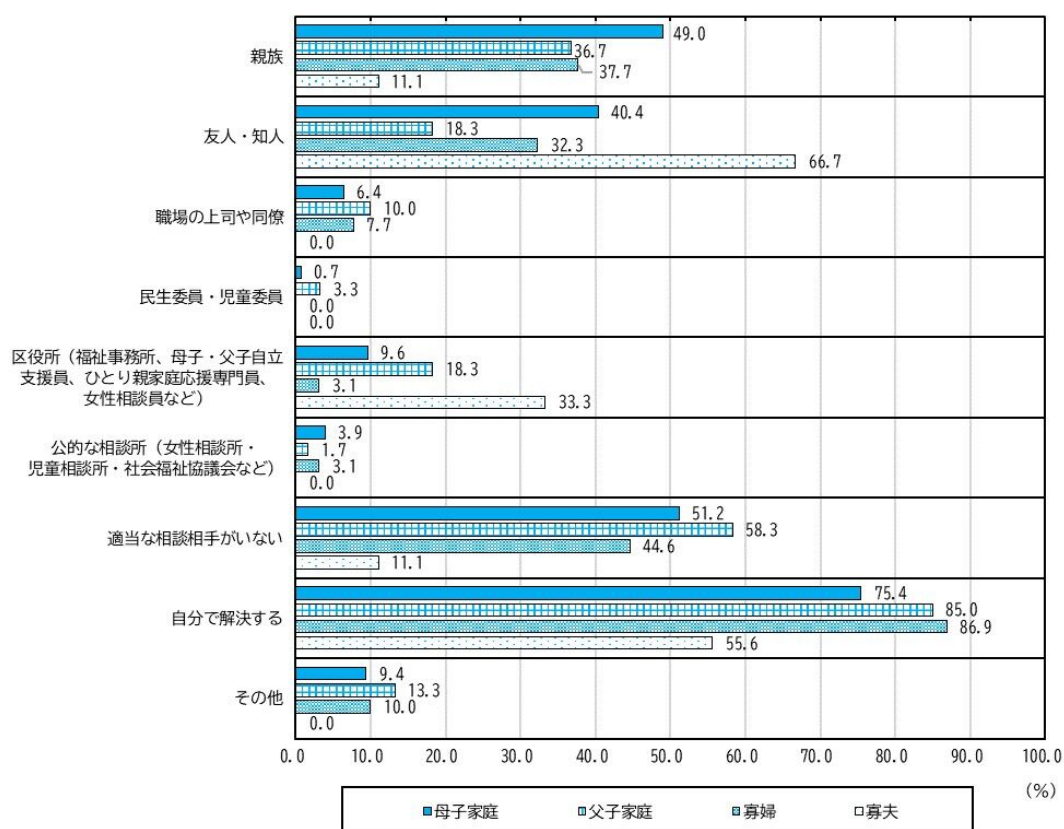
(3) ひとり親家庭等の悩み（現在）の相談先

現在困っていることの相談相手については、母子家庭、父子家庭、寡婦は「自分で解決する」割合が最も多く、母子家庭で75.4%、父子家庭で85.0%、寡婦で86.9%となっており、寡夫は「友人・知人」が最も多く66.7%となっています。

「区役所」「公的な相談所」と答えた方は、母子家庭で13.5%、父子家庭で20.0%、寡婦で6.2%、寡夫で33.3%となっており、ひとり親家庭等になった当時(⇒P18)に比べて、母子家庭、父子家庭、寡婦はいずれも減少しています。

また、「適当な相談相手がない」と回答した方は、母子家庭が51.2%、父子家庭が58.3%、寡婦が44.6%、寡夫が11.1%となっており、現在困っていることをひとりで抱えているひとり親家庭等が多くなっています。

ひとり親家庭等の現在困っていることの相談相手（複数回答）



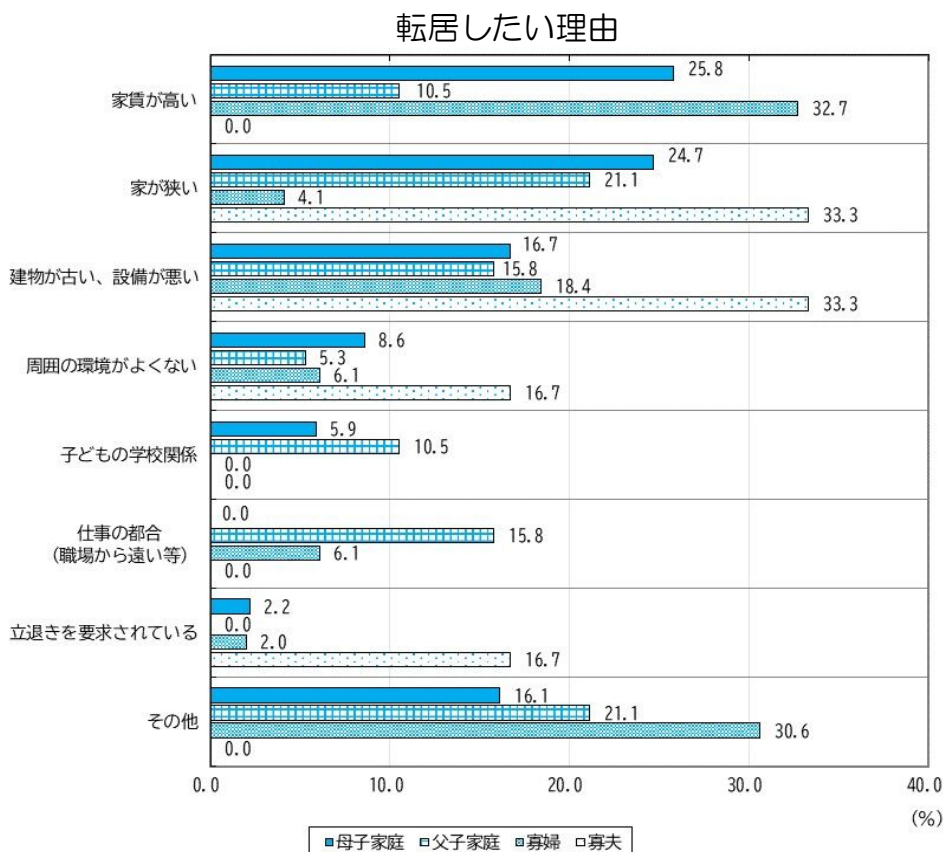
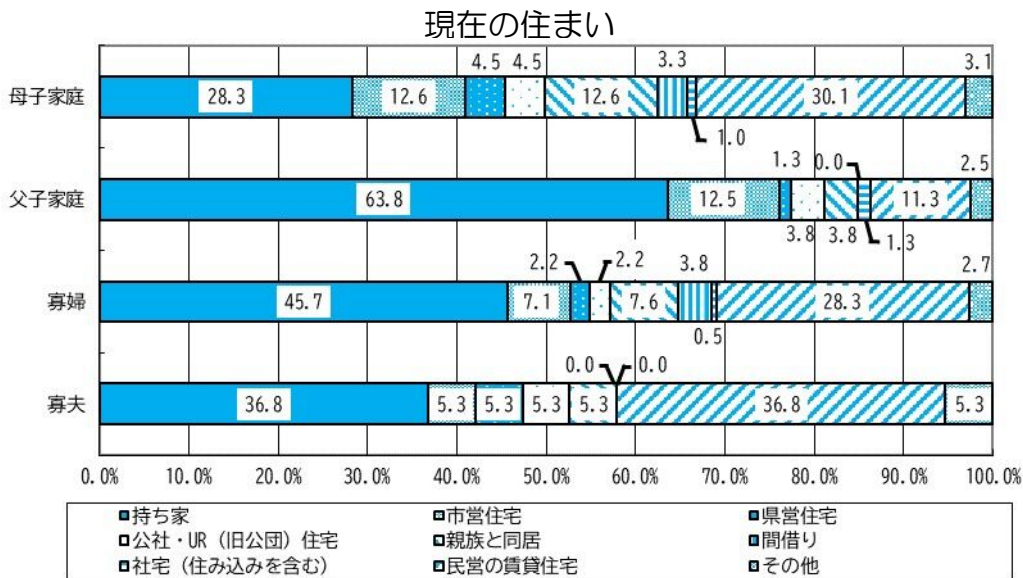
<相談相手が区役所・公的な相談所または適当な相談相手がないの回答推移>

	母子家庭		父子家庭		寡婦		寡夫	
	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度	平成30年度	令和5年度
区役所・公的な相談所	10.8	13.5	15.8	20.0	4.0	6.2	-	33.3
区役所	8.6	9.6	11.6	18.3	2.4	3.1	-	33.3
公的な相談所	2.2	3.9	4.2	1.7	1.6	3.1	-	0.0
適当な相談相手がない	21.2	51.2	30.5	58.3	21.4	44.6	-	11.1

(4) 現在の住居の状況、転居の希望

現在の住居の状況は、母子家庭は「民営の賃貸住宅」が30.1%で最も多く、父子家庭と寡婦は「持ち家」が最も多く、それぞれ63.8%、45.7%となっており、寡夫は「持ち家」と「民営の賃貸住宅」が最も多く36.8%となっています。

転居したいと考えている方の割合は、母子家庭で40.0%、父子家庭で23.8%、寡婦で29.3%、寡夫で30.0%となっています。転居したい理由としては、「家賃が高い」、「家が狭い」、「建物が古い、設備が悪い」などが多くあがっています。しかし、転居予定がある方は、母子家庭で12.4%、父子家庭で36.8%となっており、転居できない理由は「転居資金が不足している」が最も多く、母子家庭で56.0%、父子家庭で58.3%となっています。



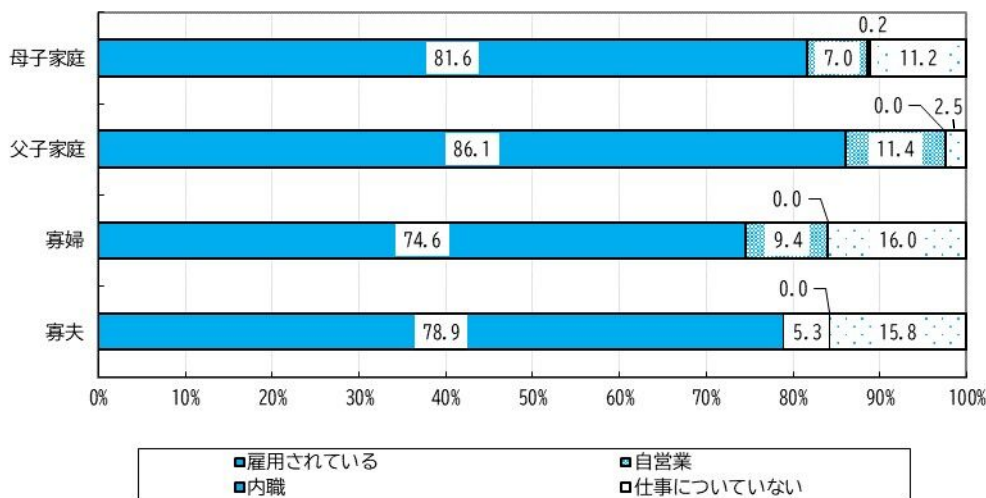
3 就業の状況

(1) 現在の就業状況

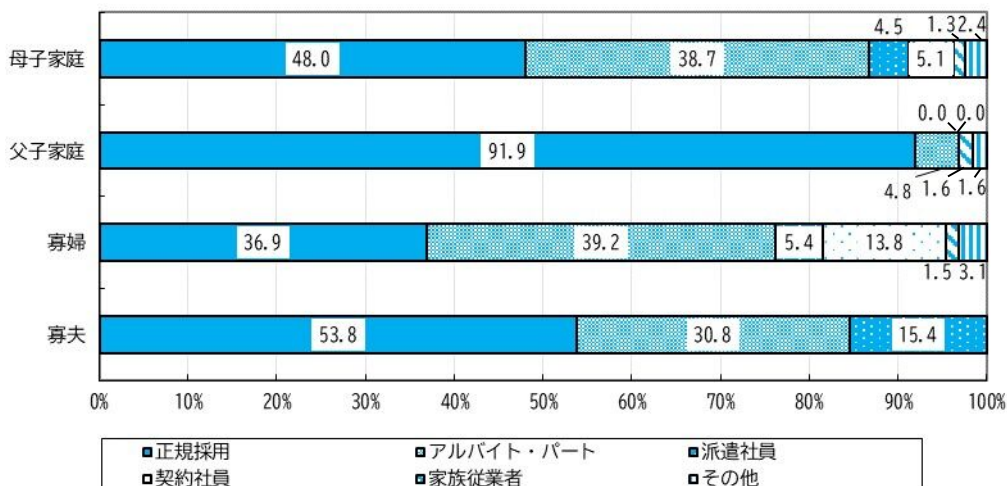
仕事についている方の割合は、母子家庭の母親で 88.8%、父子家庭の父親で 97.5%、寡婦で 84.0%、寡夫で 84.2%となっています。本市が令和 5 年度に子育て家庭を対象として実施した「子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」（以下「子育て家庭調査」と言います。）では、18 歳未満の子どもがいる家庭において母親が就業している割合は 75.3%、父親が就業している割合は 94.2%となっていることから、比較すると母子家庭の母親の就業率は高く、生活のために働き手となっている現状が分かります。

また、雇用されている方のうち正規雇用の割合は父子家庭の父親が 91.9%であるのに対し、母子家庭の母親は 48.0%、寡婦は 36.9%、寡夫が 53.8%となっており、母子家庭の母親で 38.7%がアルバイト・パート、派遣社員などを含めると 48.3%が非正規雇用、寡婦で 39.2%がアルバイト・パート、58.4%が非正規雇用、寡夫で 30.8%がアルバイト・パート、46.2%が非正規雇用となっているなど、収入の確保が依然として不安定な状況にあります。

現在の就業状況



雇用形態

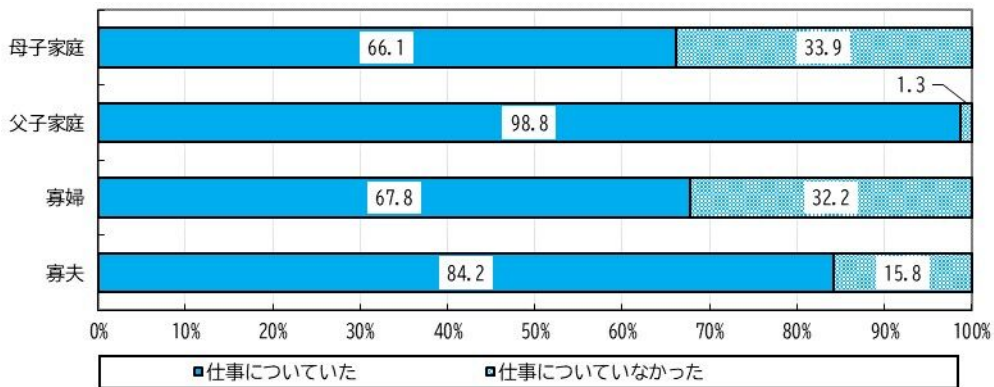


(2) ひとり親家庭等になった当時の就業状況と現在の就業状況

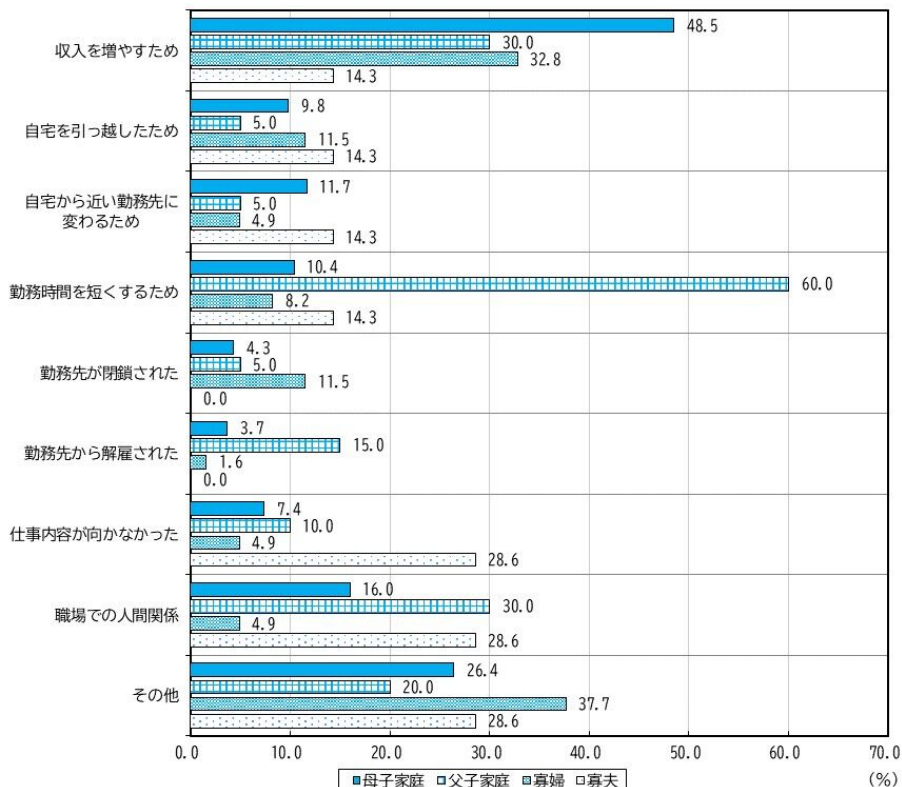
ひとり親家庭等になった当時の就業状況について、「仕事についていた」と答えた母子家庭の母親の割合は、66.1%となっており、現在の母子家庭の母親の就業率（88.8%）に比べ低くなっています。一方、「仕事についていた」と答えた父子家庭の父親の割合は、98.8%となっており、現在の父子家庭の父親の就業率（97.5%）を上回っている状況にあります。

ひとり親家庭等になる以前から就いていた仕事を継続している方の割合は、母子家庭の母親で45.6%、父子家庭の父親で70.5%、寡婦で43.7%、寡夫で56.3%となっています。勤務先や雇用形態を変えた方の理由としては、母子家庭の母親と寡婦では「収入を増やすため」が最も高くなっており、母子家庭の母親で48.5%、寡婦で32.8%となっています。父子家庭の父親では、「勤務時間を短くするため」が60.0%と最も高くなっており、寡夫では、「仕事内容が向かなかった」「職場の人間関係」が28.6%と最も高くなっています。

ひとり親家庭等になった当時の就業状況



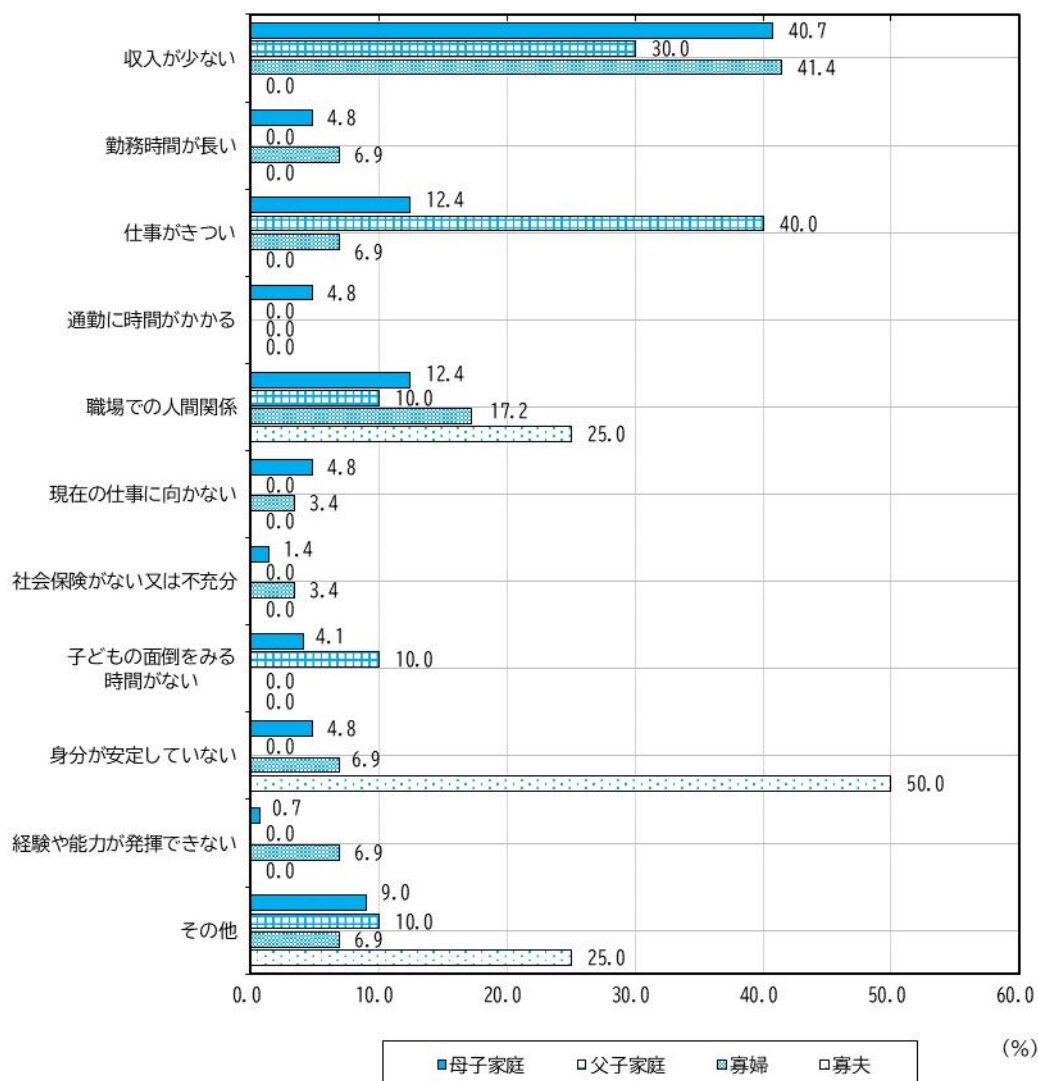
勤務先を変えた理由



(3) 転職の希望

現在の仕事をかわりたいと思っている方は、母子家庭の母親で38.1%、父子家庭の父親で13.2%、寡婦で21.3%、寡夫で26.7%となっていますが、その理由としては、「収入が少ないため」が母子家庭の母親で40.7%、父子家庭の父親で30.0%、寡婦で41.4%と共通して多くなっています。しかし、転職希望のある方の中で実際に転職の予定がある方は、母子家庭の母親で25.6%、父子家庭の父親で30.0%、寡婦で12.5%、寡夫で25.0%と少なくなっています。

転職を希望する理由



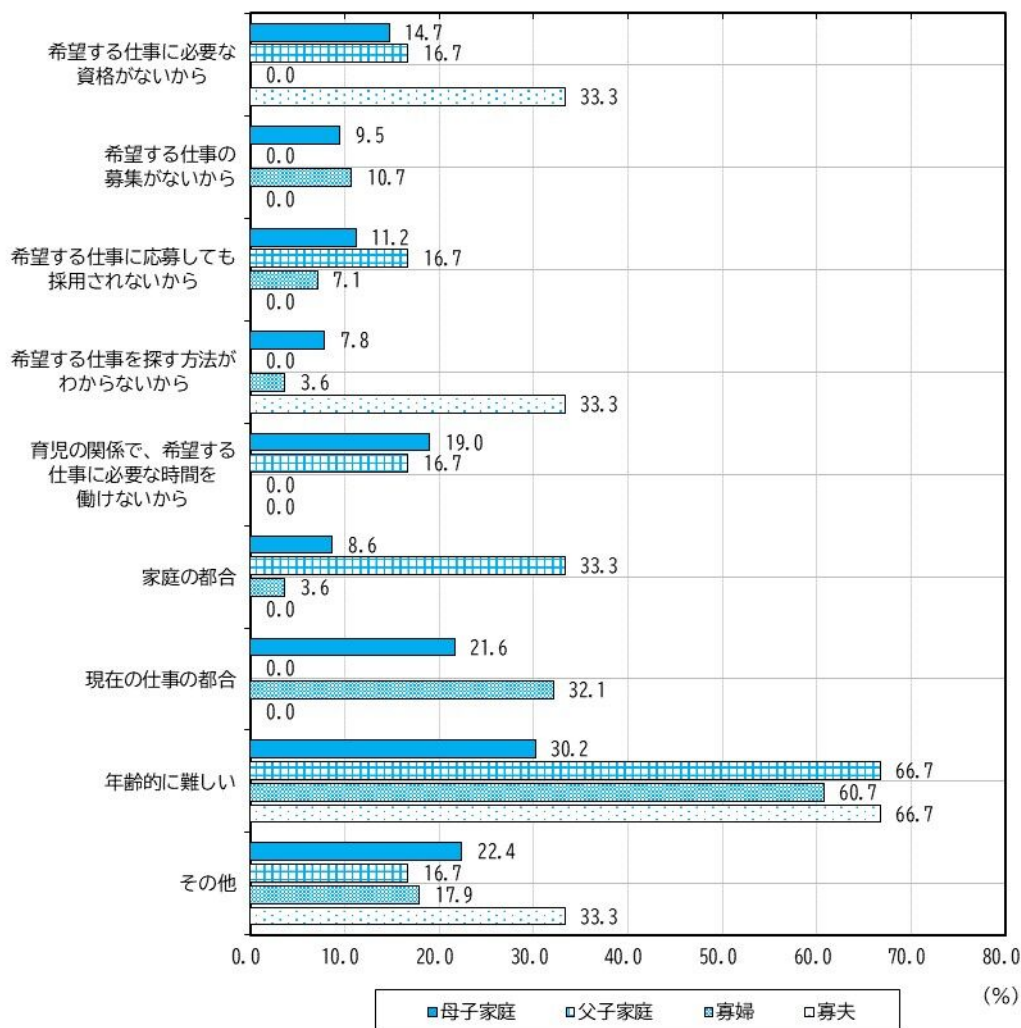
転職の予定がない方に転職できない理由を尋ねたところ、「年齢的に難しい」が母子家庭の母親で30.2%、父子家庭の父親で66.7%、寡婦で60.7%、寡夫で66.7%と最も高くなっています。

母子家庭の母親では次いで「現在の仕事の都合（21.6%）」、「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けないから（19.0%）」、「希望する仕事に必要な資格がないから（14.7%）」、「希望する仕事に応募しても採用されないから（11.2%）」の順になっています。

父子家庭の父親では次いで「家庭の都合（33.3%）」、「希望する仕事に必要な資格がないから（16.7%）」、「希望する仕事に応募しても採用されないから（16.7%）」、「育児の関係で、希望する仕事に必要な時間を働けないから（16.7%）」の順になっています。

寡婦では次いで「現在の仕事の都合（32.1%）」、「希望する仕事の募集がないから（10.7%）」の順に、寡夫では次いで「希望する仕事に必要な資格がないから（33.3%）」、「希望する仕事を探す方法がわからないから（33.3%）」の順になっています。

転職できない理由（複数回答）



4 養育費・親子交流の状況

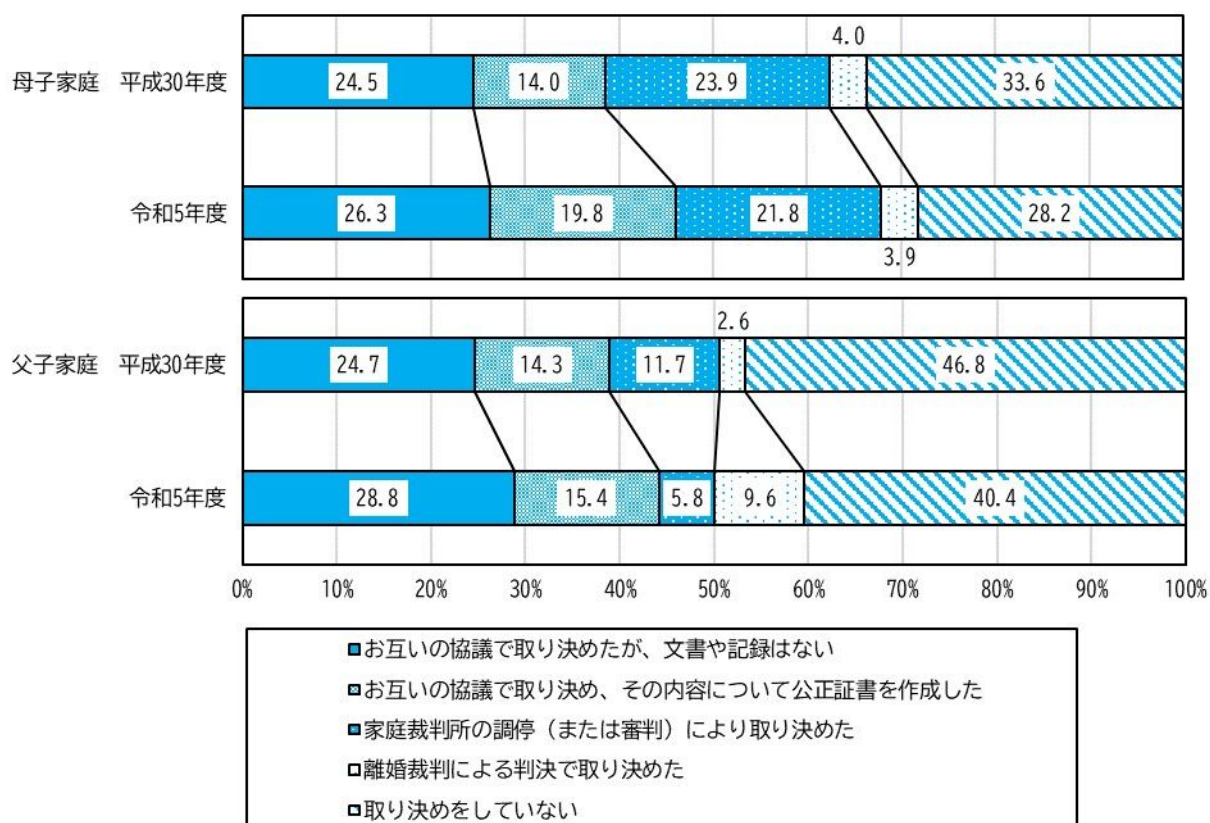
(1) 養育費

養育費の取り決めがされている方の割合は、前回調査に比べ増加し、母子家庭で71.8%、父子家庭で59.6%と比較的高い状況です。一方で、取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない方が母子家庭で26.3%、父子家庭で28.8%となっています。

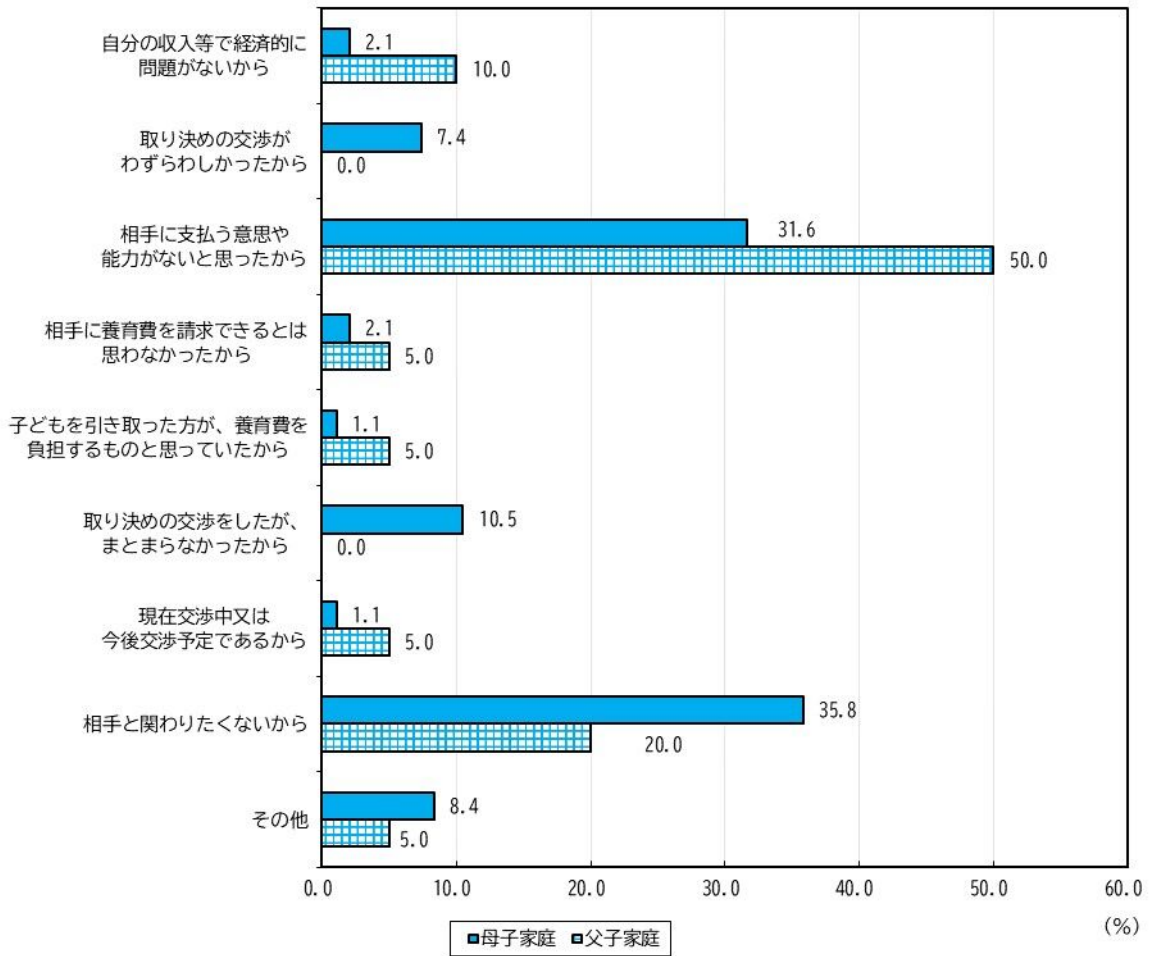
取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」が、母子家庭で31.6%、父子家庭で50.0%、「相手と関わりたくないから」が、母子家庭で35.8%、父子家庭で20.0%と高い割合となっています。

現在でも養育費を受け取っている方の割合は前回調査に比べ少し高くなっているものの、母子家庭で39.1%、父子家庭で12.0%であり、実際に受け取っている方の割合は低い状況となっています。

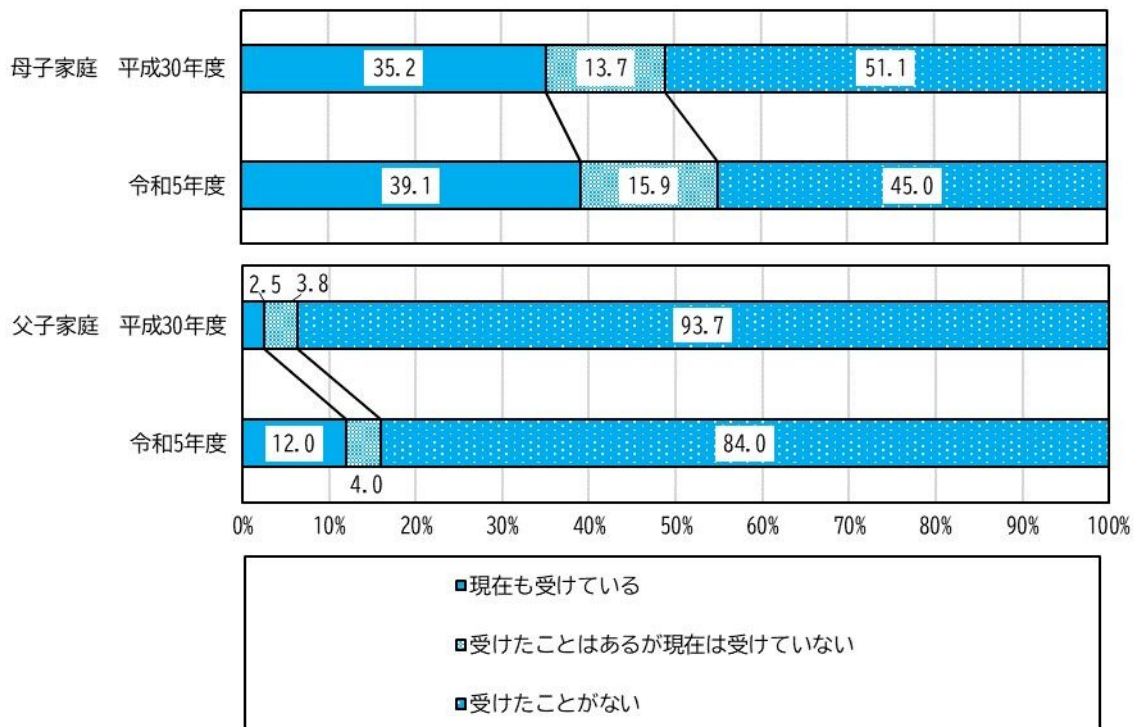
養育費の取り決め状況について



養育費の取り決めをしていない理由



養育費の受給状況



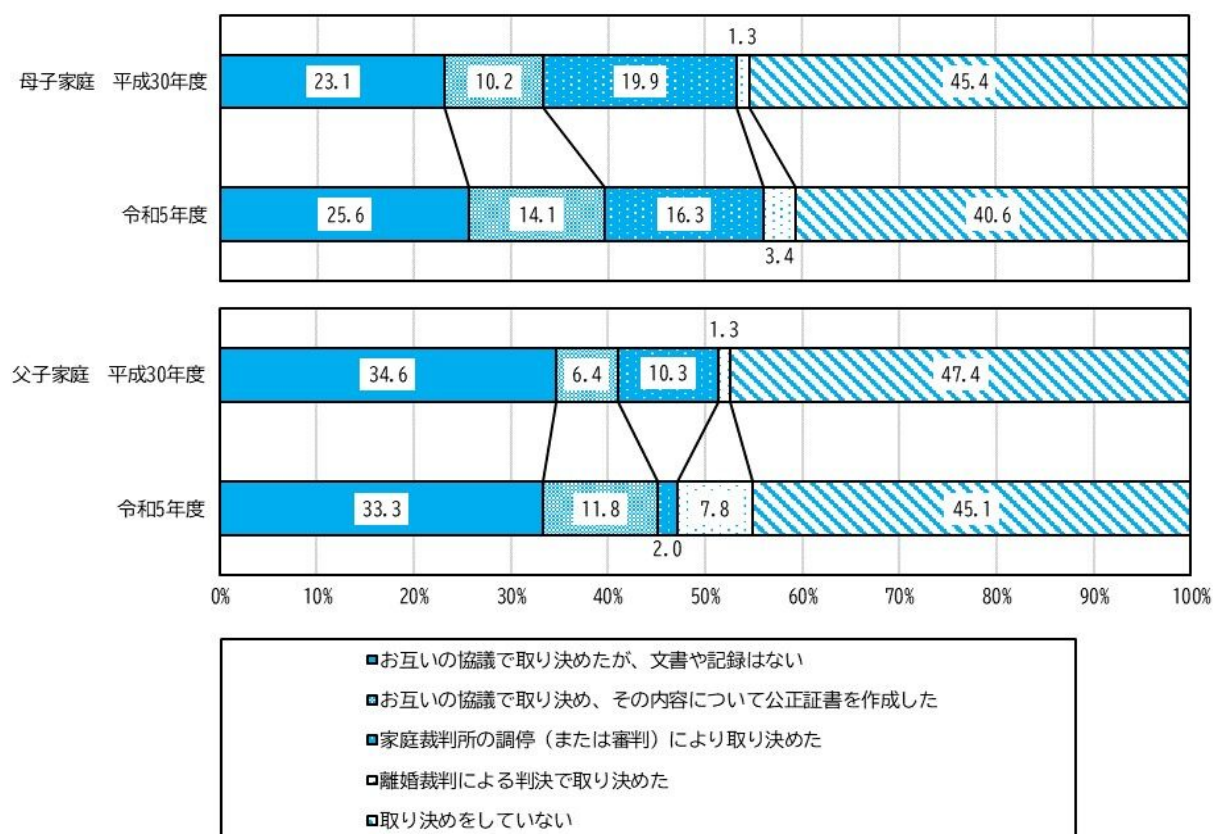
(2) 親子交流

親子交流の取り決めがされている方の割合は、前回調査に比べ少し増加し、母子家庭で59.4%、父子家庭で54.9%となっています。一方で、取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない方が母子家庭で25.6%、父子家庭で33.3%となっています。

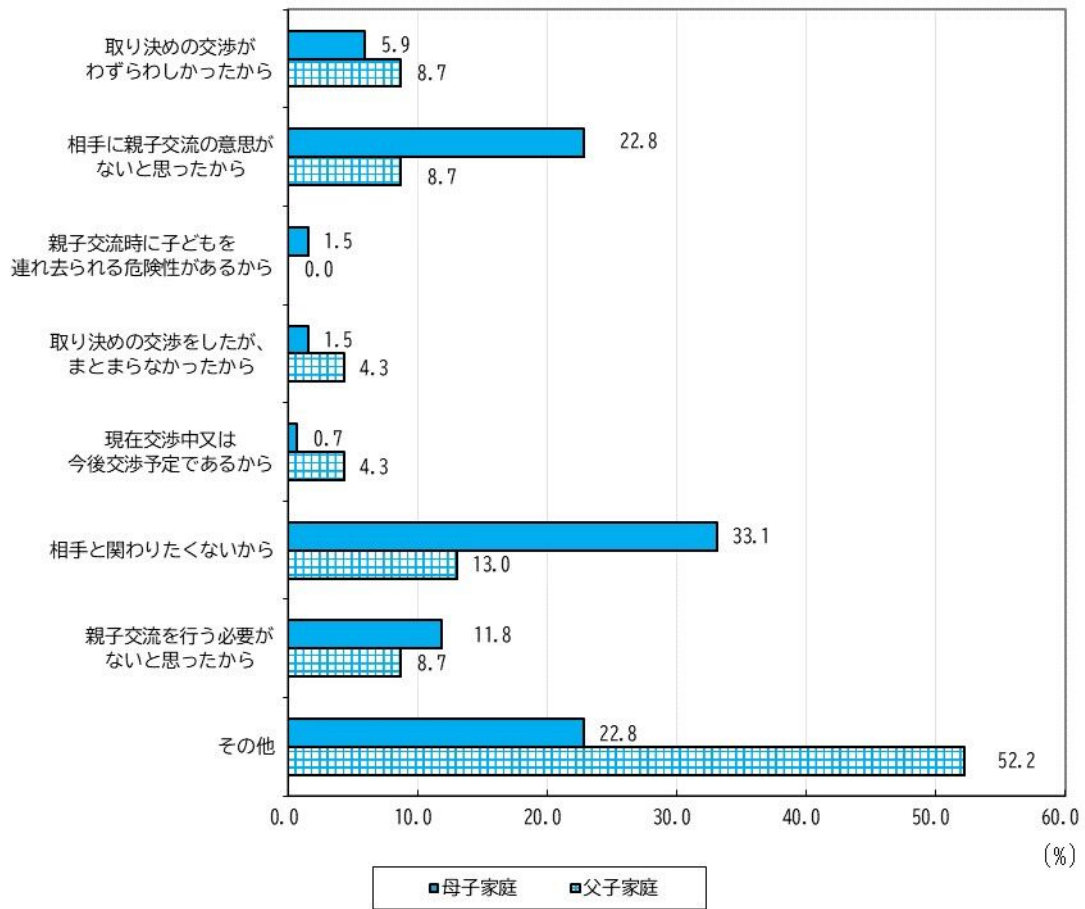
親子交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくないから」が最も多く母子家庭で33.1%、父子家庭で13.0%となっています。次いで、母子家庭では「相手に親子交流の意思がないと思ったから」(22.8%)が多く、父子家庭では「取り決めの交渉がわずらわしかったから」、「相手に交流の意思がないと思ったから」、「親子交流を行う必要がないと思ったから」が同率(8.7%)で多い状況となっています。

また、現在でも親子交流を実施している方の割合は母子家庭で39.4%、父子家庭で64.6%となっています。

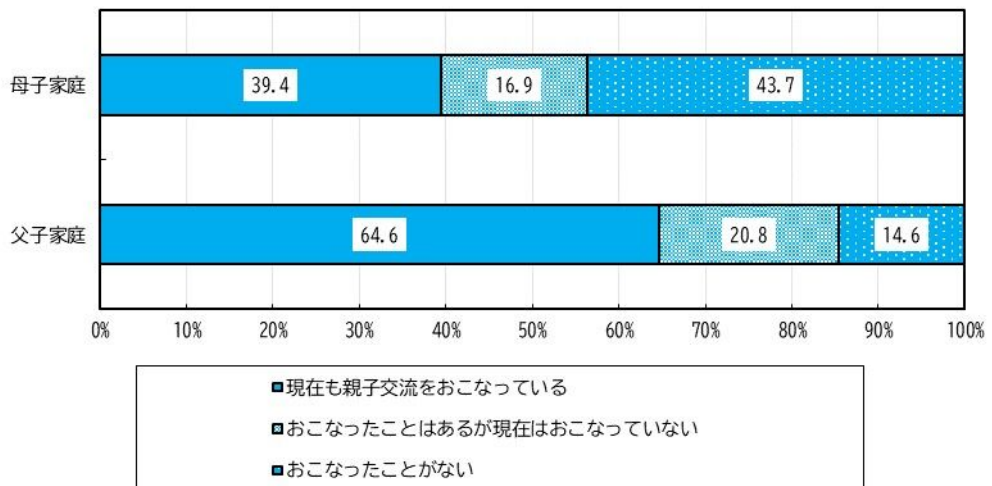
親子交流の取り決め状況について



親子交流の取り決めをしていない理由



親子交流の実施状況



5 収入の状況

母子家庭の平均年間総収入は、前回調査に比べて1.4万円減少しており、子育て家庭の平均年間総収入である868.9万円(※)に比べて、約4割の317.9万円と、低い状況になっています。

収入分布を見ると、「200万円～300万円未満」が22.5%と最も多く、次いで「100～200万円未満」が19.3%、「0～100万円未満」が17.2%の順となっており、前回調査に比べて、大きな変化は見られませんでした。

収入の内訳では、母子家庭の母親の平均就業収入は253.9万円と前回調査の229万円より24.9万円増えています。これは、正規雇用が増えてアルバイト・パート等の非正規雇用が減少したことによる影響もあるものと考えられます。なお、正規雇用は48.0%と、前回調査に比べて6.2%増加し、アルバイト・パートは38.7%と前回調査に比べて3.1%減少しています。

しかし、母子家庭では平均年間総収入が300万円未満である世帯が59.0%を占めており、父子家庭で16.7%、寡婦で38.4%、寡夫で50.0%に比べて、収入の低い世帯の割合が多い状況となっています。

母子家庭の家計の状況については、家計が「苦しい」「やや苦しい」と回答した方は77.2%となっており、前回調査に比べて1.1%増加しています。

父子家庭の平均年間総収入は、前回調査に比べて、89.2万円増加しているものの、子育て家庭の平均年間総収入である868.9万円(※)に比べて、約8割の659.6万円と、低い状況になっています。

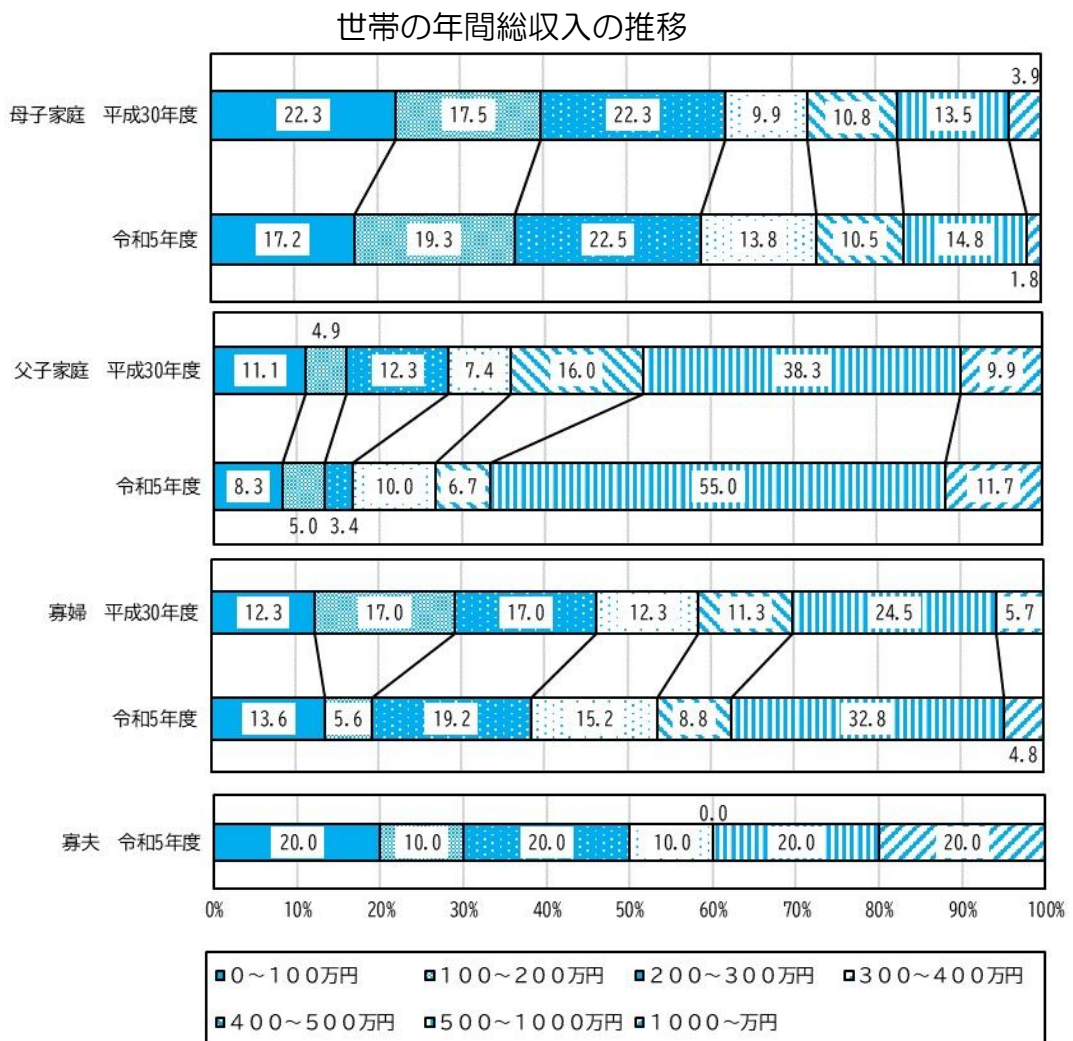
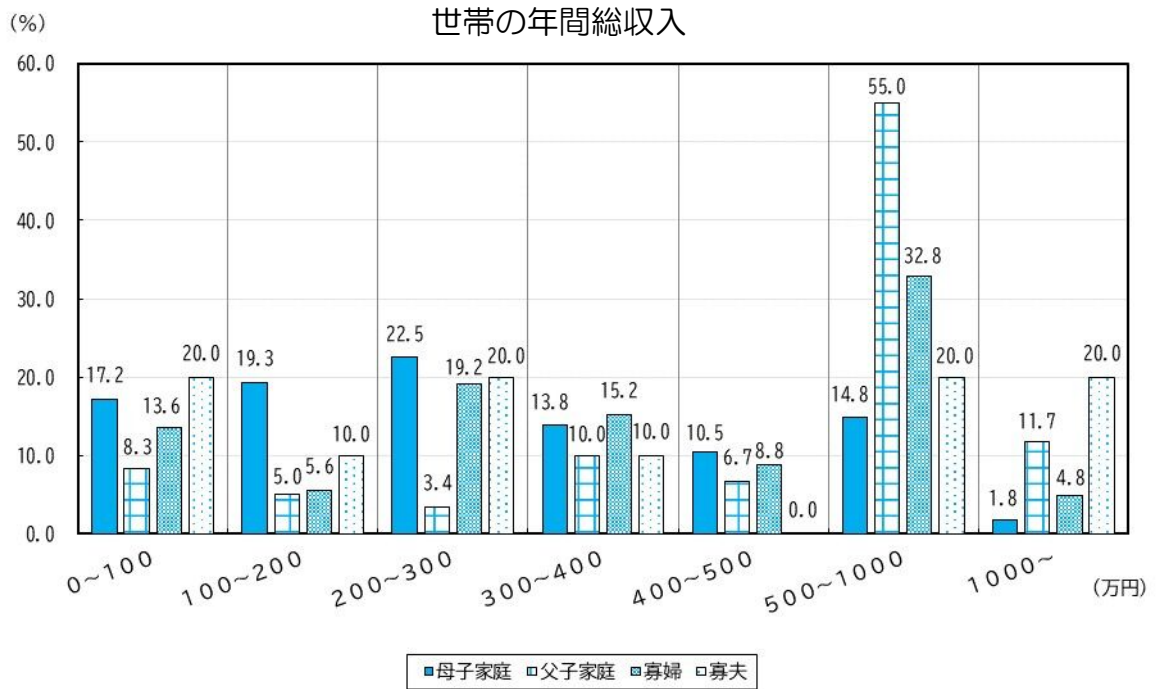
収入分布を見ると、前回調査に比べて特に「500万円～1,000万円」の層が55.0%と大きく増加しています。

家計の状況については、家計が「苦しい」「やや苦しい」と回答した方は54.8%となっており、前回調査に比べて10.5%減少しています。

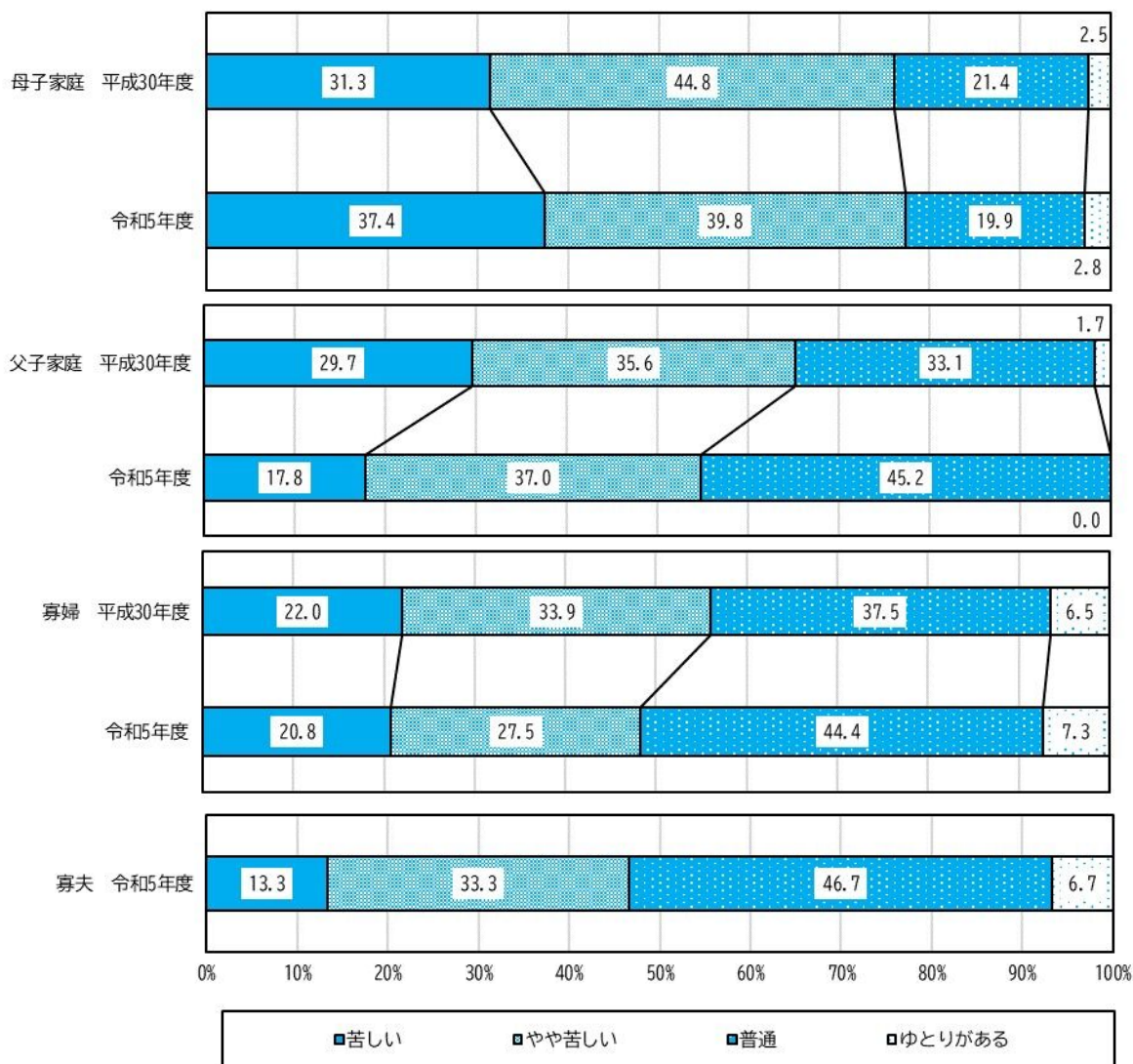
寡婦においては、平均年間総収入は454.1万円で、前回調査と比較すると36.2万円増加していますが、家計が「苦しい」「やや苦しい」と回答した方が48.3%います。

寡夫においては、平均年間総収入は505.0万円で、家計が「苦しい」「やや苦しい」と回答した方が46.6%います。

(※)「子育て家庭調査」による



現在の家計の状況



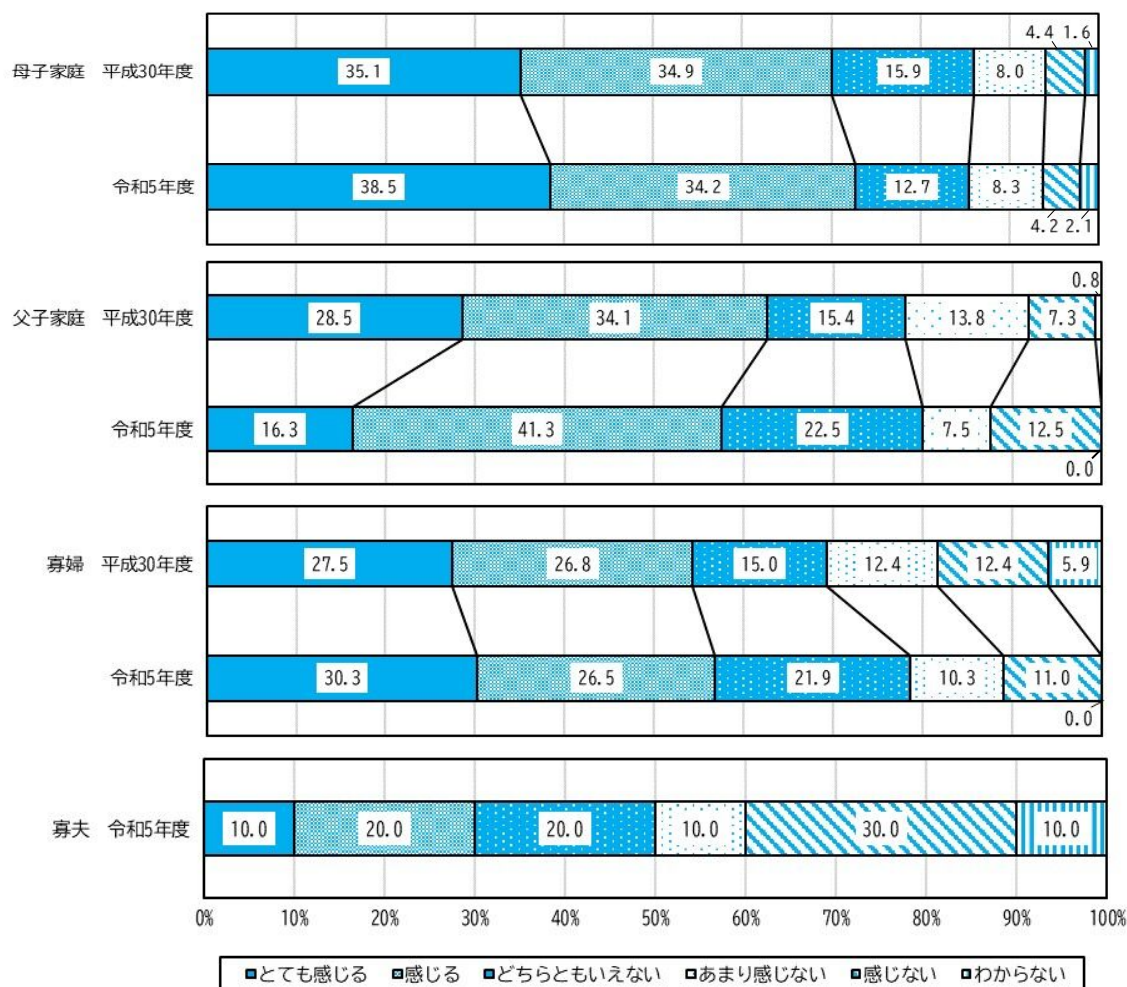
6 子どもに関する状況

(1) 子育ての経済的負担

子育てに経済的な負担を「とても感じる」「感じる」と答えた方は、母子家庭で72.7%、父子家庭で57.6%、寡婦で56.8%、寡夫で30.0%となっています。前回調査に比べて、母子家庭と寡婦で2.6%増加していますが、父子家庭では5.0%減少しています。

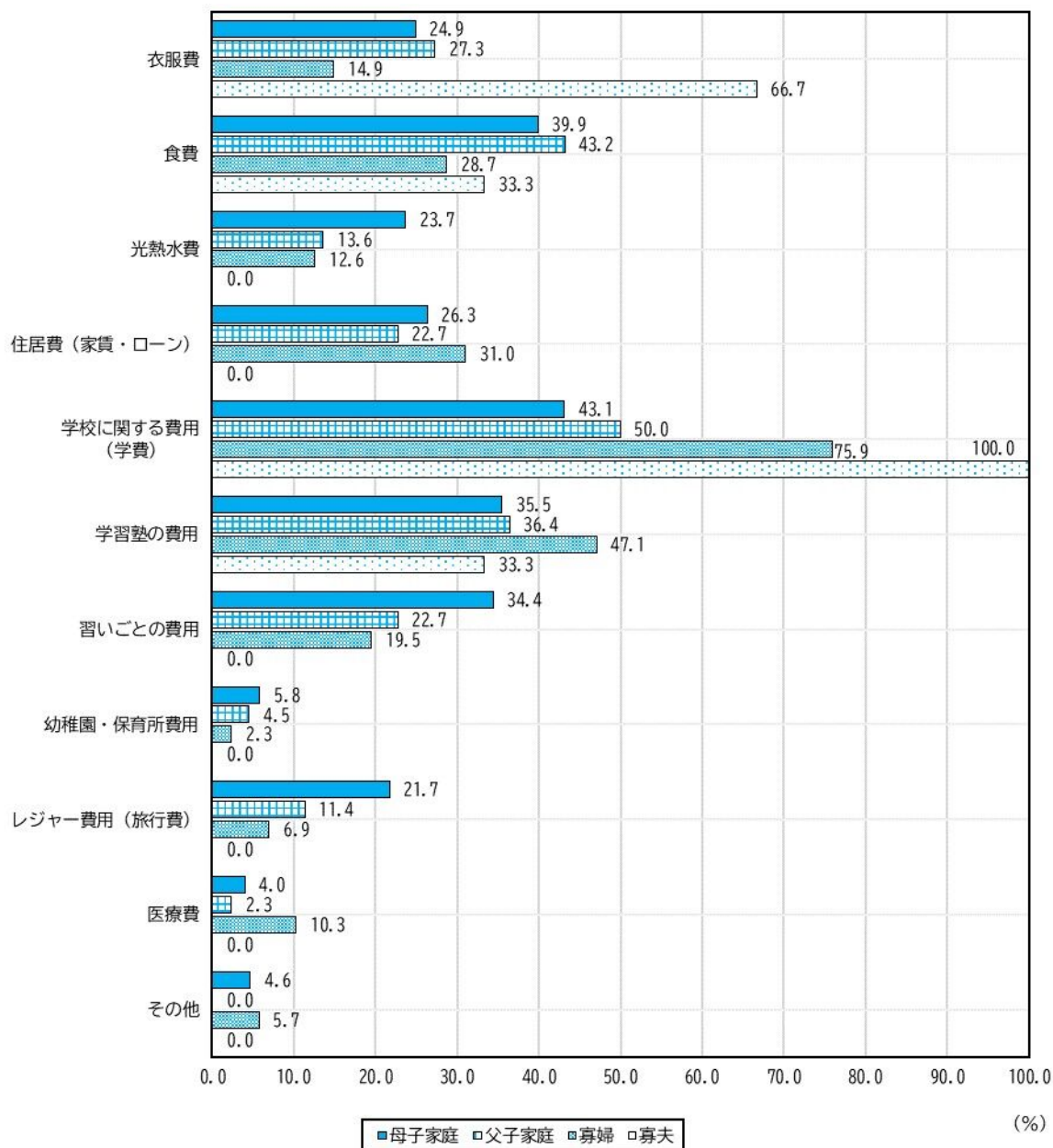
また、「子育て家庭調査」によれば、子育てに経済的な負担を感じる事が「よくあった」「ときどきあった」と答えた本市の子育て家庭は44.1%となっており、ひとり親家庭は本市の子育て家庭に比べて子育てに経済的な負担を感じている割合が高くなっています。

子育てに経済的な負担を感じたこと



経済的な負担を感じる費用としては、「学校に関する費用（学費）」が最も多く、母子家庭で43.1%、父子家庭で50.0%、寡婦で75.9%、寡夫で100.0%となっています。

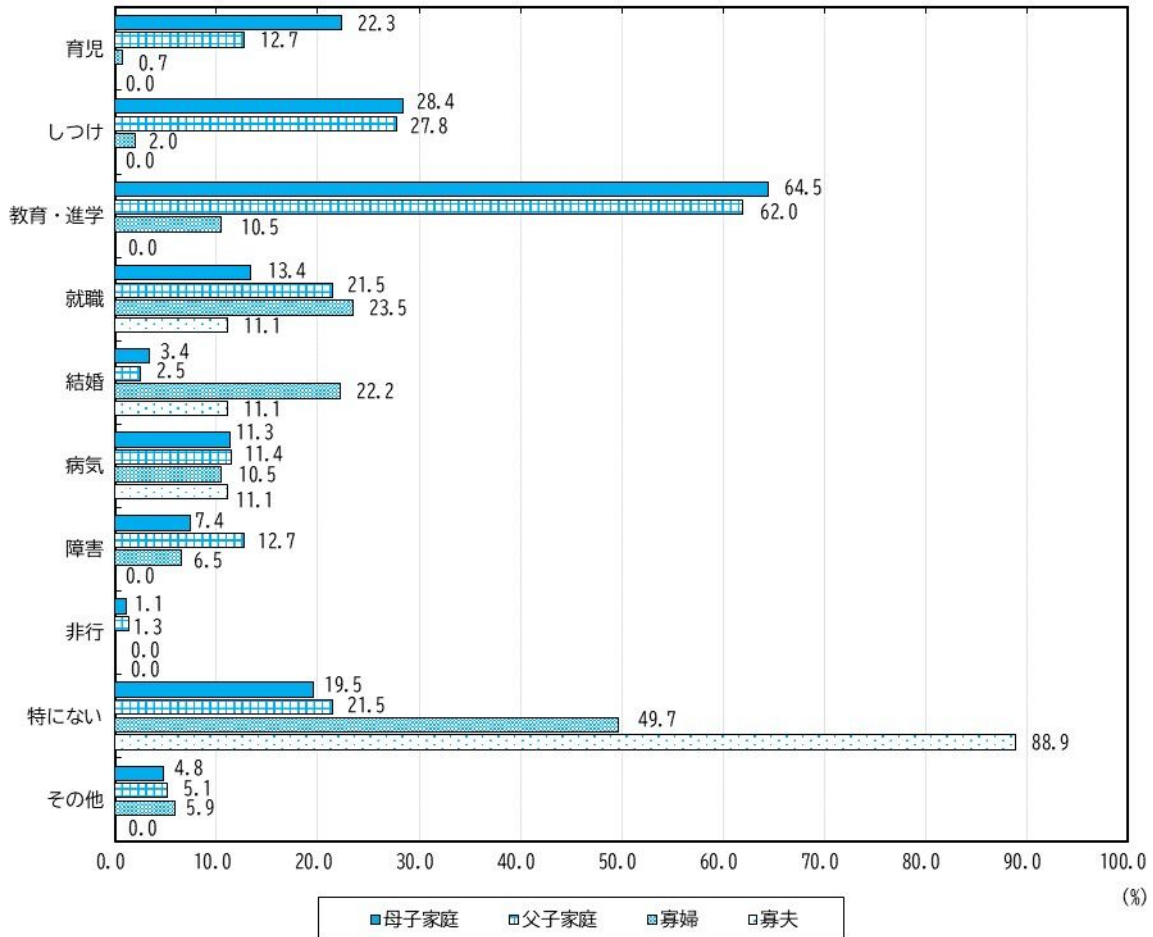
経済的な負担を感じる費用（複数回答）



(2) 教育・進学について

母子家庭、父子家庭ともに約8割の家庭が子どもについて悩んでおり、子どもについての悩みの内容としては、「教育・進学」に関するものが依然として最も多く、母子家庭で64.5%、父子家庭で62.0%となっています。

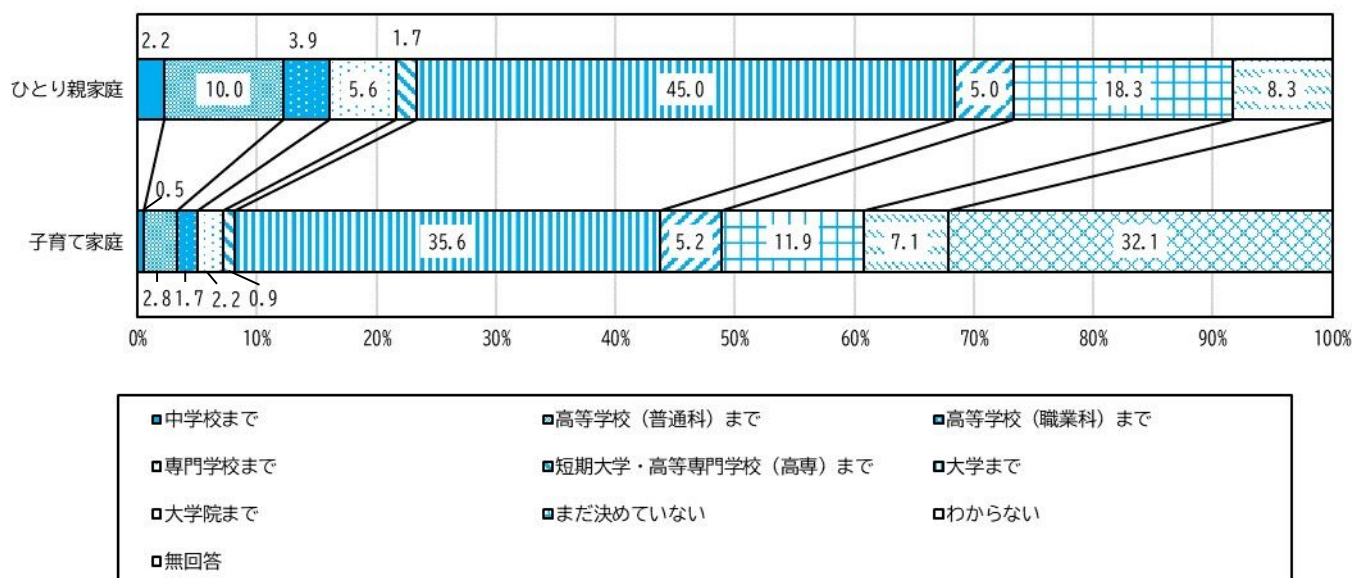
子どもについての悩み（複数回答）



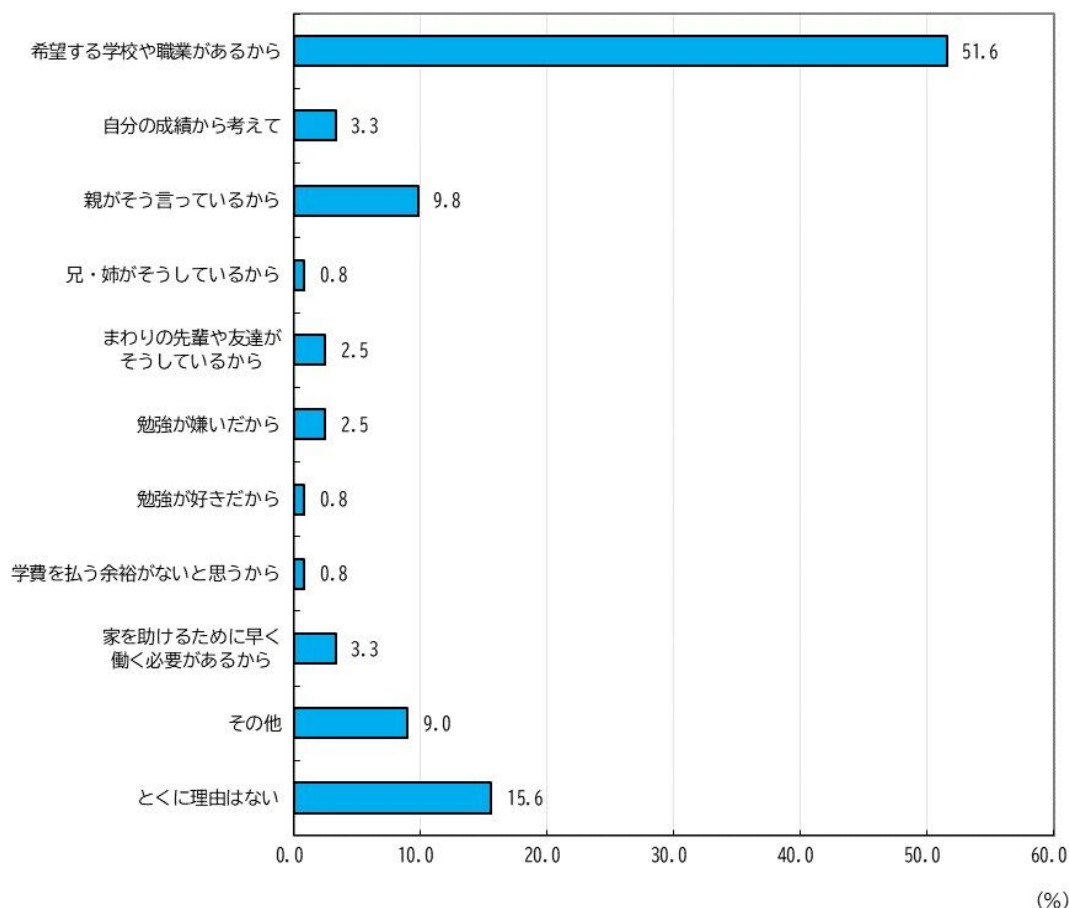
ひとり親家庭の子どもの進学希望は「大学まで（45.0%）」が最も多く、次いで「高等学校（普通科）まで（10.0%）」となっており、進学を希望する理由は「希望する学校や職業があるから（51.6%）」が最も高くなっています。

ひとり親家庭の子どもの中学校卒業後の進学率は、母子家庭の子どもで 97.9%、父子家庭の子どもで 100.0%となっていますが、高校卒業後の進学率は母子家庭の子どもで 79.6%、父子家庭の子どもで 56.3%となっています。

子どもの進学の最終目標



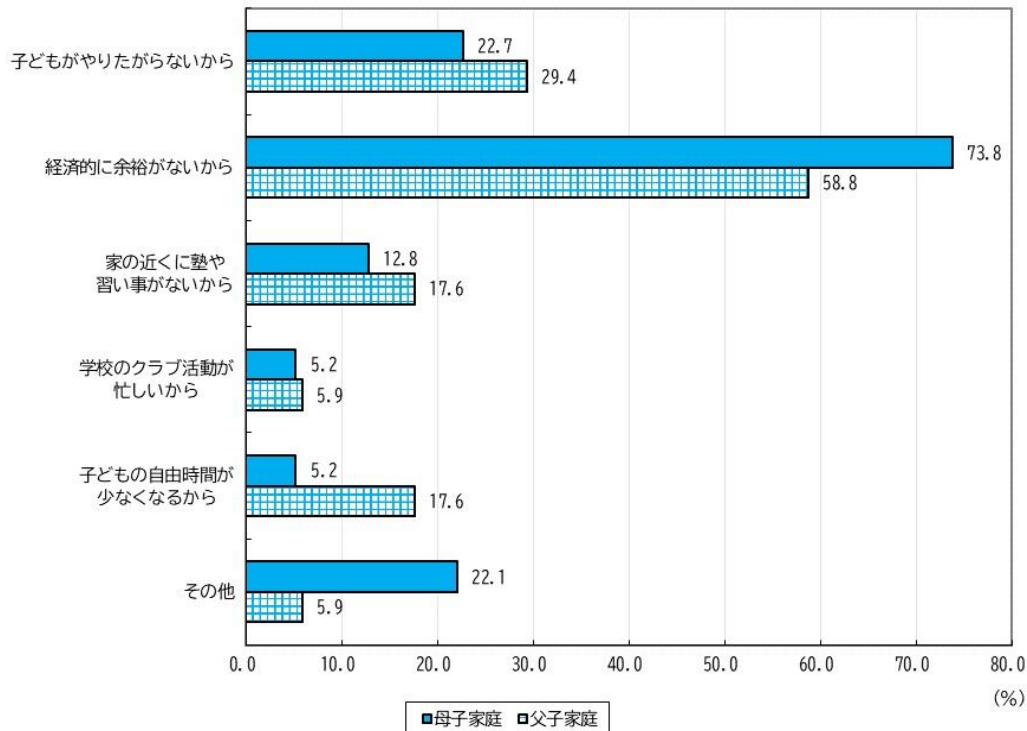
ひとり親家庭の子どもの進学の最終目標の理由



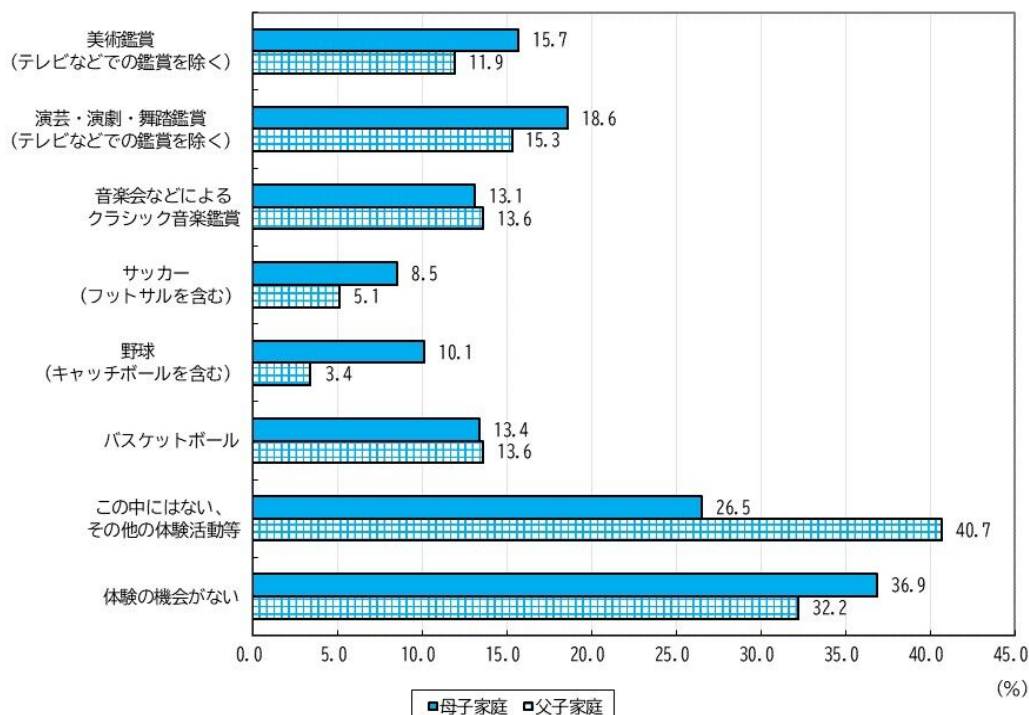
子どもを学習塾・進学塾に通わせている割合は、母子家庭で 25.7%、父子家庭で 27.6%となっている一方で、通わせたいが通わせていない家庭の割合は、母子家庭で 32.8%、父子家庭で 22.4%となっており、塾や習い事をさせていない理由としては、母子家庭の 73.8%、父子家庭の 58.8%が、「経済的に余裕がないから」となっています。

また、子どもの文化的活動、スポーツ体験の機会がない家庭の割合は、母子家庭で 36.9%、父子家庭で 32.2%となっています。

行かせたいが、塾や習い事をさせていない理由（複数回答）



子どもの文化的活動・スポーツ体験の機会（複数回答）



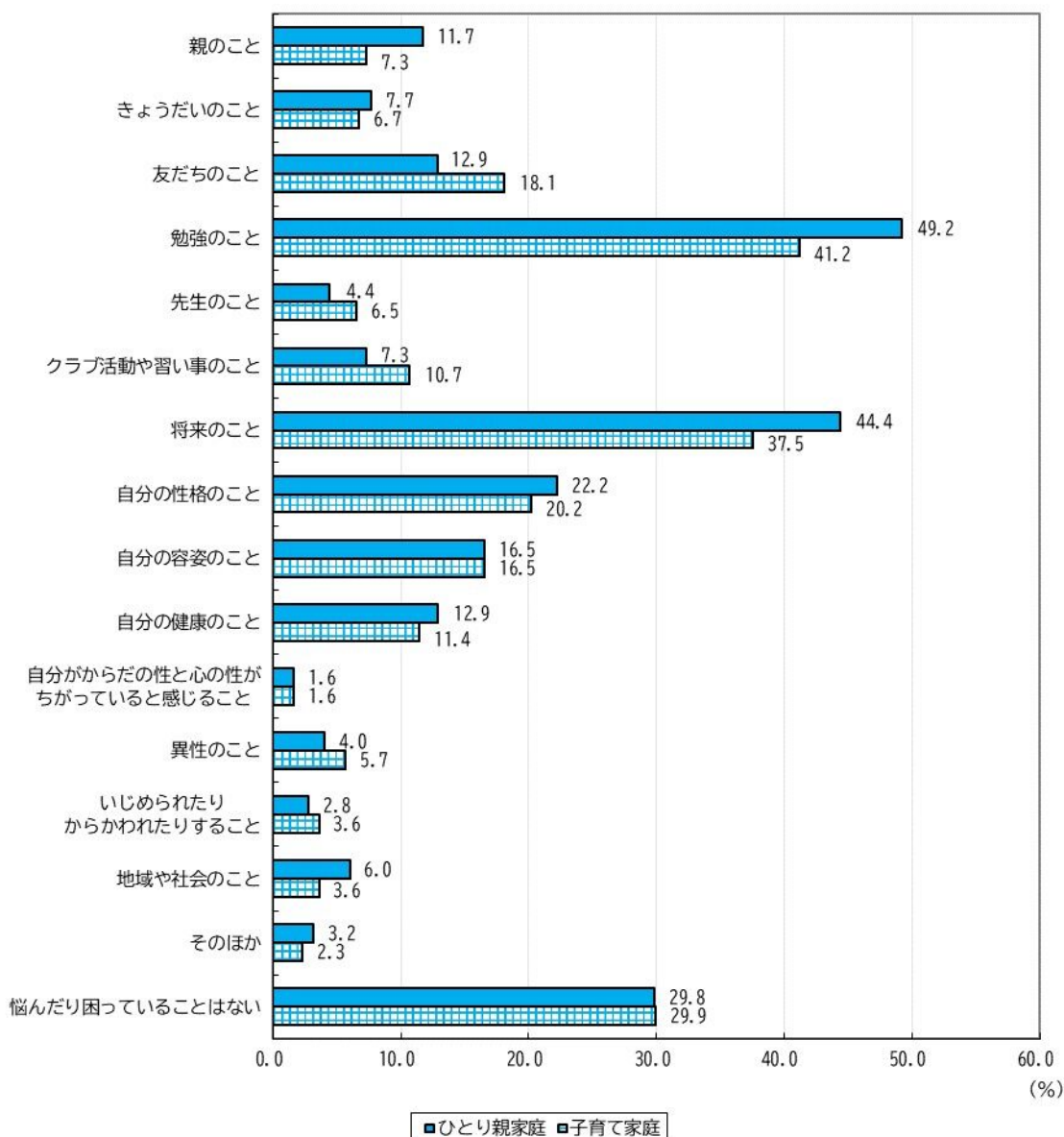
(3) ひとり親家庭の子どもの状況について

ひとり親家庭の子どもが、いま悩んだり困ったりしていることとしては「勉強のこと（49.2%）」が最も多く、次いで「将来のこと（44.4%）」となっており、その割合は子育て家庭の子どもと比べて高くなっています。

また、勉強が「よく理解できる」「だいたい理解できる」と答えたひとり親家庭の子どもの割合、色々なことに積極的に「挑戦できる」「どちらかと言えば挑戦できる」と答えたひとり親家庭の子どもの割合や今の生活に「満足している」「どちらかと言えば満足している」と答えたひとり親家庭の子どもの割合は、子育て家庭の子どもに比べて低くなっています。

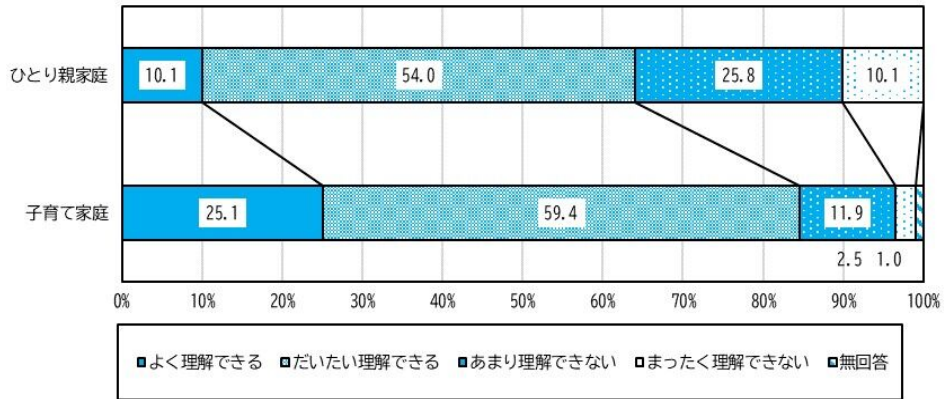
一方で、自分のことが「好き」「どちらかと言えば好き」と答えたひとり親家庭の子どもの割合は、子育て家庭の子どもに比べて大きな変化は見られない状況となっています。

いま、悩んだり困ったりしていること

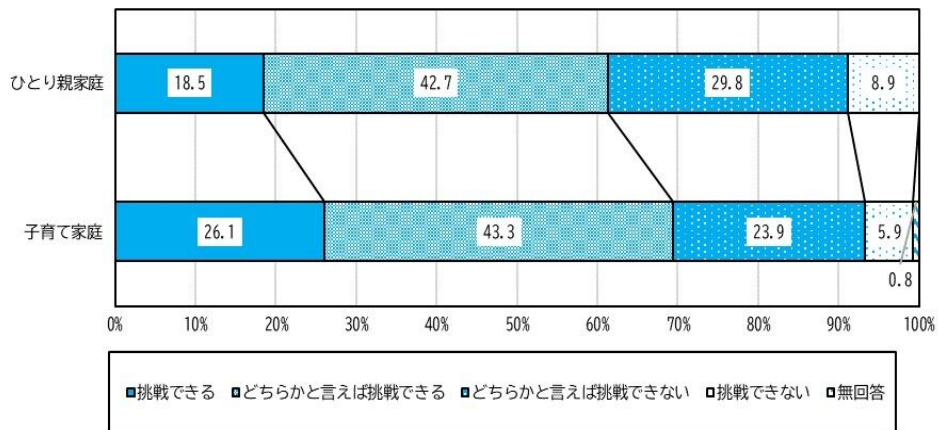


※子育て家庭調査の無回答の項目は掲載を省略

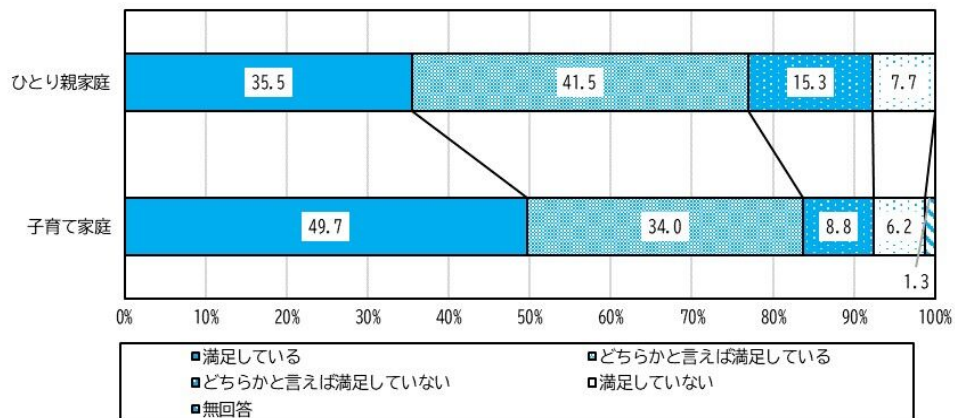
勉強が理解できるか



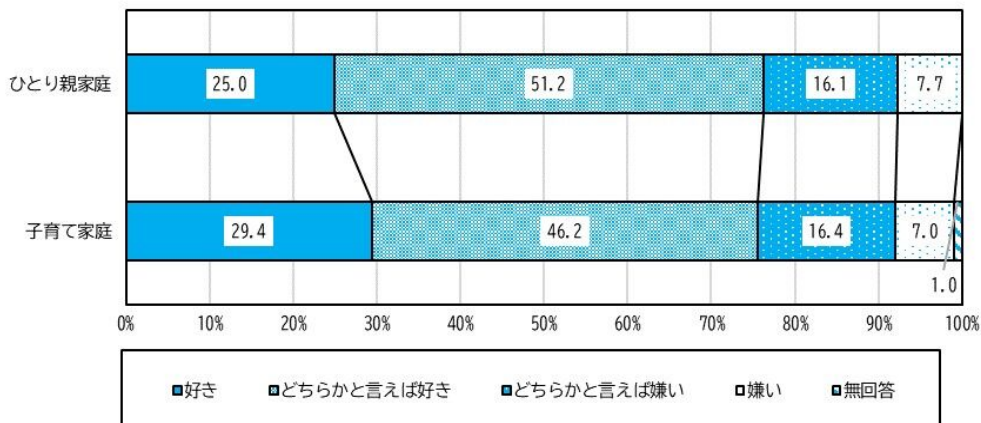
色々なことに挑戦できるか



今の生活に満足しているか



自分のことが好きか



7 まとめ ～現状から見える課題～

① ひとり親家庭等の状況と相談支援・情報提供に関すること

現状

- 本市におけるひとり親家庭等の世帯数（推計）は、5年前に比べて母子家庭は1,166世帯、父子家庭は549世帯減少し、寡婦は4,460世帯増加しました。離婚件数も平成14年の5,206件をピークに令和5年は3,698件と減少しています。
- 本市の施策等で期待することとしては、「相談事業の充実」が最も高くなっており、母子家庭で51.6%、父子家庭で41.8%、寡婦で50.9%、寡夫で53.8%となっていますが、相談事業は、利用時間や方法が限られています。
- 「母子・父子自立支援員」については母子家庭で26.3%、父子家庭で12.1%、「養育費相談事業」については母子家庭で16.2%、父子家庭で9.1%と、相談支援に関する施策の認知度は低い状況です。
- 「養育費保証料補助事業」については母子家庭で6.5%、父子家庭で1.5%、「居場所づくり事業」については母子家庭で10.6%、父子家庭で4.6%と、相談支援以外にも様々な支援を実施していますが、その認知度は低い状況です。
- 当時困っていたことについて、「適当な相談相手がない」と答えた方は、母子家庭で30.3%、父子家庭で49.3%、寡婦で21.7%、寡夫で16.7%となっています。
- 離婚前に知りたかった情報がある方は、母子家庭で92.2%、父子家庭で76.5%であり、知りたかった情報は母子家庭で「経済的支援（63.0%）」「相談窓口の情報（31.7%）」、父子家庭で「経済的支援（35.3%）」「子どもの学習・教育支援（31.4%）」となっています。

課題

離婚前の方も含め、必要な方に確実に支援施策が行き届くよう、わかりやすい情報提供の工夫を行うとともに、関係機関や他の支援事業と連携して相談支援を行うことが必要です。また、時間的余裕のないひとり親家庭等の親が利用しやすい相談体制が求められています。

② 子育てや生活支援に関すること

現状

- ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがあると答えたひとり親の割合は、母子家庭で83.8%、父子家庭で78.7%と高くなっています。
- ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがあると答えた方のうち、「精神的にゆとりがない」と答えた方が母子家庭で41.4%、父子家庭で32.0%います。また、「仕事が忙しくて家事等、家のことに手が回らない」と答えた方が、母子家庭と父子家庭で30.7%、寡婦で17.5%、寡夫で21.4%います。
- 転居したいと考えているひとり親家庭の割合は、母子家庭で40.0%、父子家庭で23.8%となっており、転居したい理由としては、「家賃が高い」「家が狭い」「建物が古い、設備が悪い」などが多くなっています。しかし、転居予定がある方は、母子家庭で12.4%、父子家庭で36.8%となっており、転居できない理由は「転居資金が不足している」が最も多く、母子家庭で56.0%、父子家庭で58.3%となっています。
- 母子家庭、父子家庭ともに約8割の家庭が子どもについて悩んでいます。
- 現在も困っていることがある方は、母子家庭で89.8%、父子家庭で85.3%となっていますが、その相談相手については、「自分で解決する」が最も高く、次いで「適当な相談相手がない」の順になっています。子育て家庭では、現在困っていることの相談相手については、「配偶者」が最も高く、次いで「自分の親」になっており、ひとり親家庭は身近に相談相手がおらず孤立しがちな状況にあります。

課題

ひとり親家庭等の親は、一人で家事と子育てと仕事の三役をこなしていかなければならず、負担感の大きい状況にあります。保育サービスなどの子育て施策を引き続き推進していくとともに、親のレスパイトの必要性を検討しながら、仕事と子育てが両立できる支援の充実が必要です。

また、様々な理由により転居を望んでいても、経済的な理由から転居費用が足らず希望が叶わない家庭に対し、安定して自立した生活環境を整えるための支援も必要です。

さらに、ひとり親が悩みを抱え孤立してしまうことのないよう、子育てなどについて気軽に情報交換ができる機会の拡充も求められています。

③ 就業の支援に関すること

現状

○仕事についている方の割合は母子家庭の母親で 88.8%、父子家庭の父親で 97.5%となっています。しかし、母子家庭の 38.7%がアルバイト・パートで、派遣社員などを含めると 48.3%が非正規雇用となっているなど収入の確保が依然として不安定な状況にあります。

○就業相談の中で、親の就労経験の不足や子育てによる時間の制約、自身や子どもの心身の不調など、就業にあたりさまざまな困難を抱えているひとり親家庭等がいます。

○現在の仕事をかわりたいと思っている方は、母子家庭の母親で 38.1%となっており、その理由としては、「収入が少ないため（40.7%）」が最も多くなっています。実際に転職の予定がある方は、25.6%と少なくなっており、転職できない理由としては、「年齢的に厳しい（30.2%）」が最も多く、次いで「現在の仕事の都合（21.6%）」、「育児の関係で希望する仕事に必要な時間を働けないから（19.0%）」、「希望する仕事に必要な資格がないから（14.7%）」の順になっています。

○子育てをする中で他人を頼ることができず、全てを一人で対応しなければならない状況から、希望する就労条件に合わず就労が叶わないという声があります。

課題

より安定的な収入が得られるための就業支援のみならず、必要な資格や技能の習得を支援することが求められており、一人ひとりの状況にあわせて、就業支援の推進が引き続き必要です。また、ひとり親の方が職場の中で受け入れられ、継続して働けるような就職先を、企業の理解を得ながら、さらに拡大していく必要があります。

④ 養育費・親子交流に関すること

現状

- 養育費の取り決めがされている方の割合は、母子家庭で71.8%、父子家庭で59.6%と比較的高い状況にあるものの、現在でも養育費を受け取っている方の割合は母子家庭で39.1%、父子家庭で12.0%であり、実際に受け取っている方の割合は低い状況にあります。
- 養育費の取り決めをしている場合であっても、協議のみで文書や記録がない方は母子家庭で26.3%、父子家庭で28.8%となっており、支払いがされない場合の強制執行の手続きが依然として困難な家庭があります。
- 親子交流の取り決めがされている方の割合は、母子家庭で59.4%、父子家庭で54.9%ですが、現在でも親子交流を実施している方の割合は母子家庭で39.4%、父子家庭で64.6%となっています。
- 親子交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくないから」が最も多く、母子家庭で33.1%、父子家庭で13.0%となっています。
- 令和6年5月に父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法が成立し、今後、養育費債権に優先権を付与すること、法定養育費制度を導入すること、共同親権を導入することなど、制度の変更が予定されています。

課題

子どもの健やかな成長を支えるため、子どもの視点に立った話し合いのもと、養育費の確保や親子交流の実施の大切さについての周知啓発を行うことや、相談支援、取り決めにかかる支援を引き続き行うことが必要です。

また、父母の離婚後の子の養育に関する新しい制度の導入について、国の動向を注視しながら、今後の支援の在り方を、子どもの利益を最も優先しながら、慎重に検討する必要があります。

⑤ 経済的支援に関すること

現状

○ひとり親家庭の平均年間総収入は、子育て家庭の平均年間総収入である868.9万円（※）に比べて、母子家庭は約4割の317.9万円、父子家庭は約8割の659.6万円と、低い状況にあります。

（※）「子育て家庭調査」より

○家計が「苦しい」「やや苦しい」と回答した方は、母子家庭で77.2%、父子家庭で54.8%となっています。

○本市の施策等で期待することとして、「経済的支援の充実」と答えた方の割合は、前回調査に比べ高くなっており、母子家庭で48.9%、父子家庭で34.5%となっています。

○現在困っていることとして、「生活費のこと」と答えた方の割合は、母子家庭で53.9%、父子家庭で23.5%と依然として高い状況にあります。

課題

ひとり親家庭等の経済的な自立を図るための支援としては、まずは就業支援をさらに推進していくことが重要であると考えますが、病気などやむを得ない理由で働けない方や、子育て家庭に比べて厳しい家計の状況を踏まえ、ひとり親家庭の生活安定のため手当等の金銭的な給付や貸付などによる生活費の負担軽減を行う経済的な支援は引き続き重要です。

また、経済的支援の充実に対するニーズの高まりは大きく、子どもの貧困対策としても、経済的支援は重要であることから、各ライフステージにおいて発生する負担について軽減する支援の検討が必要です。

◎ 子どもの生活や教育・進学に関すること

現状

○子どもについての親の悩みとしては、教育・進学に関することが依然として最も多く、母子家庭で64.5%、父子家庭で62.0%となっています。ひとり親家庭の子どもも、勉強のことで悩んでいる子の割合が49.2%、将来のことで悩んでいる子が44.4%と多い状況にあります。

○ひとり親家庭の子どもの進学希望は「大学まで(45.0%)」が最も多く、次いで「高等学校(普通科)まで(10.0%)」となっており、進学を希望する理由は「希望する学校や職業があるから(51.6%)」が最も高くなっています。

○子育てに経済的な負担を感じている方は母子家庭で72.7%、父子家庭で57.6%、寡婦で56.8%、寡夫で30.0%となっており、経済的な負担を感じる費用としては、学校に関する費用が最も多い状況です。

○母子家庭で34.0%、父子家庭で24.0%の家庭が、「子どもと接する時間が少ないこと」を悩んでいます。

○子どもの文化的活動、スポーツ体験の機会がない家庭の割合は、母子家庭で36.9%、父子家庭で32.2%となっています。

課題

子どもの意欲や自己肯定感を育み、前向きな気持ちで、夢や希望をもって、健やかに成長していくことができるよう、子どもの生活・学習支援、ひとり親家庭の親子のふれあい機会、文化・スポーツや職業体験の場を提供するなどの支援が引き続き必要です。

また、子どもが家庭の環境によって将来の夢を諦めないといけないといった、進学機会を狭めてしまう状況を防ぐ支援が求められています。

第3章 施策の方向性

1 基本的な考え方

ひとり親家庭等が抱える様々な困難に対応するため、国の基本方針に基づき、令和5年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査や関係機関等へのヒアリング調査、庁内連絡会議、有識者等からの意見聴取などによりニーズを把握し、子どもの視点にたって、すべての子育て家庭への支援策など関連する施策も含めた総合的な支援を推進します。

2 基本方針

ひとり親家庭等が抱える様々な困難に対応するため、相談体制を充実させ、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や親子交流の支援、子どもの生活や教育の支援など総合的かつ計画的に支援施策を推進する。

3 施策

「基本方針」に基づき、以下の6つの施策目標と、その目標を達成するための具体的な方策を定め、計画の推進に取り組みます。

なお、各事業の実施にあたっては、必要な財源が確保できるように国庫補助事業などを積極的に活用するとともに、勤労者、子育て家庭等を支援する公的機関や民間機関とも十分に連携を図り、効果的な支援の実施を目指します。

施策目標1 相談支援体制の充実・わかりやすい情報提供

複合的な困難を抱える方も多いため、関係機関等と連携しながら相談支援を行う、総合的な相談支援体制を充実させます。

また、支援施策の情報が行き届かず制度を利用していない方や、制度が複雑でわからないため不安を抱えている方も多いことから、離婚前の方も含め、支援を必要とする方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供や関係機関等へ支援施策の情報を展開します。

❖具体的な施策❖

方策1 相談支援体制の充実

方策2 わかりやすい情報提供・情報の展開

施策目標2 子育てや生活の負担軽減

一人で仕事や子育て、家事等を担うひとり親の子育て・生活上の負担軽減を推進します。また、一人で悩み孤立することのないよう、親同士が情報交換できる場を充実させます。

❖具体的な施策❖

方策1 子育て・生活の支援の推進

方策2 住宅の支援

方策3 親同士が情報交換できる場の充実

施策目標3 一人ひとりに寄り添った就業支援

安定した収入を確保するため、就業に有利な資格や知識を取得するための支援を行うとともに、就労経験の不足や自身の心身の不調、子育ての悩みなど様々な課題を整理しながら、関係機関と連携した就業支援を行います。

ひとり親家庭等が家事、子育て、仕事を両立しながら働き続けられる就職先の拡大に努めます。

❖具体的な施策❖

方策1 総合的な相談窓口体制

方策2 安定した収入の確保

施策目標4 養育費・親子交流の支援

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの福祉の増進を図るため、養育費及び親子交流について、相談支援を行うとともに、養育費及び親子交流は子どもの健やかな成長を支えるため大切なものであることを、離婚前の方を含め、父母に周知啓発を行い、子どもの視点に立って養育費の確保や親子交流が実施されるよう支援します。

❖具体的な施策❖

- 方策1 養育費・親子交流の相談等
- 方策2 養育費・親子交流の啓発
- 方策3 養育費の確保の支援

施策目標5 経済的支援

ひとり親家庭は経済的に厳しい状況に置かれていることから、引き続き生活安定のため、手当等の金銭的な給付や、各ライフステージで生じる負担の軽減について検討します。

❖具体的な施策❖

- 方策1 ひとり親家庭手当等の支給
- 方策2 母子父子寡婦福祉資金の貸付・寡夫福祉資金の貸付
- 方策3 生活費の負担軽減

施策目標6 子どもの生活や教育・進学への支援

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習や進学に関する支援をはじめ、教育費の負担軽減や文化・スポーツ・職業体験など子どもへの支援を行います。

❖具体的な施策❖

- 方策1 子どもの生活・学習支援
- 方策2 文化・スポーツ・社会体験機会の提供
- 方策3 教育費の負担軽減

第4章 施策の展開

施策目標1 相談支援体制の充実・わかりやすい情報提供

方策1：相談支援体制の充実

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 ひとり親家庭等 に対する総合的 な相談支援	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。また、相談支援体制の充実や、研修を通じて相談員の専門性の向上を図ります。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
母子家庭等自立 支援センターに おける相談支援	愛知母子・父子福祉センターにおいて、生活上の相談など電話相談のほか、養育費や親権など離婚に関する問題も含む法律問題に対応する弁護士相談や、養育費・親子交流に関する相談など、専門的な相談対応を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
配偶者からの暴 力被害者支援	関係機関との連携を強化し、配偶者からの暴力被害に関する相談支援や自立支援等を行います。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
女性のための総 合相談	イーブルなごや相談室において、家族、職場の人間関係、暴力の悩みなど女性が直面する様々な問題についての相談対応を行います。	母子 寡婦	スポーツ 市民局
男性相談	家族との関係、仕事や生き方、暴力などの男性が抱える悩みについて、相談対応を行います。	父子 寡夫	スポーツ 市民局
女性つながり サポート事業	NPO 等の民間団体の知見を活用しながら、さまざまな課題や困難を抱える女性が必要なサポートにつながるきっかけとなるよう支援を実施します。	母子 寡婦	スポーツ 市民局

事業等の名称	内 容	対象	所管
仕事・暮らし自立サポートセンターにおける相談支援	仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活に困窮している方の複合的な課題に応じて相談支援を行い、就労支援や家計改善支援等を一体的に実施するとともに、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を推進します。	母子 父子 寡婦 寡夫	健康 福祉局

方策2：わかりやすい情報提供・情報の展開

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 支援施策や相談窓口の情報提供	支援施策に関する情報や相談窓口が必要な方に周知されるよう、名古屋市公式ウェブサイトのほかジョイナス.ナゴヤのホームページやLINE公式アカウントを活用するなど、効果的な情報提供を行います。また、ひとり親家庭等支援の情報をまとめたポータルサイトの立ち上げなど、わかりやすい情報提供について検討を行います。そして、関係機関等と連携して支援の必要な方への制度周知に努めます。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
利用者向けリーフレットの提供	ひとり親家庭等の相談窓口や支援施策などについてわかりやすくまとめたリーフレットにより情報提供を行います。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
【拡充】 関係機関からの情報提供	ひとり親家庭等に関わりのある各機関等においても、相談窓口や支援施策の情報を提供できるよう、関係機関等に積極的に情報を展開します。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局

施策目標2 子育てや生活の負担軽減

方策1：子育て・生活の支援の推進

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 ひとり親家庭等 生活支援事業	日常生活に困っている家庭にヘルパーを派遣して家事や介護の手伝いをするほか、一時的な子どもの預かりを拡充します。また、寡夫も家事や介護の手伝いの支援の対象にします。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
のびのび子育て サポート事業	市民同士の子育て援助活動を支援する制度であるのびのび子育てサポート事業を実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
子どもの短期入 所生活援助事業 (ショートステイ)	病気、出張、冠婚葬祭等の社会的な理由により家庭での子育てが困難になったときに、一時的に児童養護施設、乳児院及び里親で子どもを預かります。また、ひとり親世帯の利用料の軽減を行います。	母子 父子	子ども 青少年局
保育所等優先利用	未就学児のいるひとり親の就労や求職活動を支援するため、ひとり親家庭の子どもの保育所等利用申込の調整時の優先度を高めます。	母子 父子	子ども 青少年局
多様な保育サービス	就労と子育ての両立、子育ての負担感の軽減などを目的として、延長保育、一時保育、病児病後児デイケア等多様な保育サービスを推進します。	母子 父子	子ども 青少年局
留守家庭児童健 全育成事業	就労等による昼間保護者がいない家庭の子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごすため、児童館留守家庭児童クラブを実施するとともに、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費を助成します。 また、児童館留守家庭児童クラブを利用するひとり親世帯の保護者負担金を減免するとともに、ひとり親世帯の保護者負担金を減免する育成会に対して助成を行います。	母子 父子	子ども 青少年局

事業等の名称	内 容	対象	所管
トワイライト ルーム	小学校施設を活用し、放課後等に遊び、学び、体験、交流、生活の場を提供するとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちについてはあわせてより生活に配慮した取り組みを行います。また、ひとり親世帯の利用料の減免を行います。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：住宅の支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親世帯向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別にひとり親世帯向けの募集を行います。	母子 父子	子ども 青少年局
母子生活支援施設退所者向け市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別に母子生活支援施設退所者向けの募集を行います。	母子	子ども 青少年局
住宅確保要配慮者の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の情報提供	ひとり親世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅について「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録促進を図ります。	母子 父子	住宅 都市局
住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	ひとり親世帯等の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、関係機関が連携して、入居相談や生活支援、入居希望者・大家等への情報提供など居住支援活動のネットワークづくりに向け取り組みを進めます。	母子 父子	住宅 都市局
母子生活支援施設における支援	保護が必要な母子家庭を母子生活支援施設に受け入れ、生活のさまざまな面の相談、指導等の支援を行うことにより、早期自立が図れるよう支援します。	母子	子ども 青少年局
セーフティネット住宅に対する家賃減額補助	子育て世帯や低額所得者などの住宅確保要配慮者のみを入居範囲とする住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の大家等に対して、入居世帯の所得に応じた家賃減額補助を実施します。	母子 父子	住宅 都市局

事業等の名称	内 容	対象	所管
【新規】 ひとり親家庭転居費用補助金	ひとり親家庭の住環境や家計の改善等のため、賃貸住宅等への転居にかかる費用補助の実施に向けて検討します。	母子 父子	子ども 青少年局

方策3：親同士が情報交換できる場の充実

事業等の名称	内 容	対象	所管
【拡充】 身近な相談相手の確保	ひとり親家庭等の対象者同士がライフプランなどのセミナーや交流会等に集うことで、仲間づくりの機会を提供するなどの支援を行います。さらに、ひとりで子育てをする困難さや、子どもの世代や性別などに応じた子育ての悩みを共有できる場を拡充します。 また、寡夫も事業の対象にします。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局

施策目標3 一人ひとりに寄り添った就業支援

方策1：総合的な相談窓口体制

事業等の名称	内 容	対象	所管
ジョイナス.ナゴヤにおける就業支援	<p>ジョイナス.ナゴヤ（名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター）において、就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談など、区役所・支所への定例出張就業相談も行いながら、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。</p> <p>就業相談としては、一人ひとりの職歴、職業適性、職業の希望などに応じた職業選択やキャリアアップの方法についてキャリアカウンセリングを実施するほか、心理的な支援が必要な方に対して心理カウンセリングを実施します。</p> <p>また、寡夫も事業の対象にします。</p>	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
区役所・支所における就業支援	<p>支援の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員とひとり親家庭応援専門員が連携・協力しながら就業支援を行います。</p>	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
一体的就労支援事業	<p>ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、ハローワークと区役所・支所の一体的な就労支援を行います。</p>	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：安定した収入の確保

事業等の名称	内 容	対象	所管
職業紹介等	愛知母子・父子福祉センター及びジョイナスナゴヤにおいて、企業等に対する求人開拓を行い、雇用ニーズの把握に努めます。また、求人開拓で得た求人情報をもとに、ひとり親家庭等の状況に応じた職業紹介を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
ハローワーク等と連携した求人情報の提供	職業紹介事業の求職希望登録者に対して、ハローワークと連携して求人情報の提供を行います。また、ジョイナスナゴヤにおいてハローワーク求人情報のオンライン提供を利用して、求職者への情報提供をします。寡夫も事業の対象にします。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局
就業支援講習会	効果的な就職活動のためのセミナーや、就業に有利な資格・技能を習得するための講習会を実施します。また、より受講しやすい環境を整えるため、土日の開催や託児付き講習会を継続的に実施するほか、離婚前の方にも受講の機会を提供します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
自立支援教育訓練給付金	主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に有利な資格を身に着けるための講座を受講し、修了した場合、受講費用の一部を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局
【拡充】 高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の就業に有利な資格の取得を促進するため、資格取得にかかる養成訓練の受講期間について、生活の負担を軽減するため給付金を支給します。 また、対象資格の拡充をします。	母子 父子	子ども 青少年局

事業等の名称	内 容	対象	所管
高等職業訓練促進資金貸付補助	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就業に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。また、自立に向けて意欲的に取り組み、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けているひとり親家庭に対して、住宅支援資金を貸し付けます。	母子 父子	子ども 青少年局
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講費用の一部を助成します。	母子 父子	子ども 青少年局
【拡充】 雇用啓発	ひとり親家庭等の厳しい雇用状況や、名古屋市の就業支援事業などについて企業等に周知し、ひとり親家庭等の雇用促進のためのさらなる啓発を行います。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局 経済局

施策目標4 養育費・親子交流の支援

方策1：養育費・親子交流の相談等

事業等の名称	内 容	対象	所管
養育費相談の実施	養育費に関する相談のほか、親子交流等の問題も含め電話相談を行うとともに、司法書士等による相談支援を行います。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：養育費・親子交流の啓発

事業等の名称	内 容	対象	所管
養育費・親子交流についての啓発	<p>養育費の支払いは子どもの健やかな育ちのために子どもを監護していない親の責任であることや、親子交流は子どもの健やかな成長のため大切であることを周知啓発します。</p> <p>また、離婚を考えている方に有効な情報をまとめたリーフレットに、離婚時における養育費・親子交流の実施を促す内容を掲載するなどして実施の推進を図ります。</p>	母子 父子	子ども 青少年局
養育費・親子交流等に関するセミナー	離婚前の父母を対象に含め、養育費・親子交流の取り決めや、ひとり親家庭等の支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施します。	母子 父子	子ども 青少年局

方策3：養育費の確保の支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
養育費に関する公正証書作成費等補助事業	公正証書など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を補助します。	母子 父子	子ども 青少年局
養育費保証料補助事業	保証会社と養育費保証契約を締結する際に保証料として本人が負担した費用を補助します。	母子 父子	子ども 青少年局

施策目標5 経済的支援

方策1：ひとり親家庭手当等の支給

事業等の名称	内 容	対象	所管
児童扶養手当	安定的収入を得ることが困難なひとり親家庭に所得の額に応じて手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進を支援します。	母子 父子	子ども 青少年局
ひとり親家庭手当	ひとり親家庭になった当初の激変を緩和するとともに、ひとり親家庭の児童の健全育成と福祉の増進を目的として手当を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：母子父子寡婦福祉資金の貸付・寡夫福祉資金の貸付

事業等の名称	内 容	対象	所管
母子父子寡婦福祉資金の貸付・寡夫福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局

方策3：生活費の負担軽減

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費を助成します。	母子 父子	子ども 青少年局
がん検診等の自己負担金免除制度	ひとり親家庭等医療費助成制度受給者について、6種のがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺）、胃がんリスク検査及び腹部超音波スクリーニング検査の自己負担金を免除します。	母子 父子	健康 福祉局
上下水道料金の減免	ひとり親家庭の上下水道料金を減免します。	母子 父子	子ども 青少年局 上下 水道局

施策目標6 子どもの生活や教育・進学への支援

方策1：子どもの生活・学習支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭の居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもに対して、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感をはぐくむ、学校でも家庭でもない第3の居場所（サードプレイス）を提供します。	母子 父子	子ども 青少年局
中学生の学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、学習及び進学の意欲を増進して学習習慣を身につけさせるとともに、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施します。	母子 父子	子ども 青少年局 健康 福祉局
高校生世代の学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した児童等を対象に、自主学習の場を提供するとともに将来の進路など悩みに対する相談支援を行います。また、個別支援が必要な子どもを適切な事業につなぐ体制をつくります。	母子 父子	子ども 青少年局 健康 福祉局
ひとり親家庭等への大学受験料等補助	ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、中学生の学習支援事業や高校生世代への学習・相談支援事業に登録している中学3年生・高校3年生世代の子どもたちを対象として、大学等受験料や模試費用を補助します。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2：文化・スポーツ・社会体験機会の提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭の文化・スポーツ交流事業	ひとり親家庭の子どもに、文化、スポーツ等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成します。	母子 父子	子ども 青少年局
ひとり親家庭休養ホーム事業	親子でレクリエーションを楽しむことができるよう、指定施設の利用にかかる費用の一部を補助します。	母子 父子	子ども 青少年局
市有施設優待利用事業	市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供します。	母子 父子	子ども 青少年局
【拡充】 ひとり親家庭職業体験事業	ひとり親家庭の子どもを対象に、様々な職業を体験する「職業体験会」と、将来設計や進路について学ぶ「ライフプラン講習」を拡充します。	母子 父子	子ども 青少年局
【新規】 ひとり親家庭の子どもへのロールモデルに触れる機会の提供	進学や働くことにイメージを持つことができないひとり親家庭の子どもたちへ、かつてひとり親の子どもであった大人などから、進学や多様な働き方など様々な経験談に触れる機会の提供をします。	母子 父子	子ども 青少年局
サマーとりっぴ in 木祖村	ひとり親家庭の子どもに、なごやの水源地である長野県木祖村を訪れ、水を育む森林の大切さなどを学ぶ機会や現地の住民と交流する場を提供します。	母子 父子	上下 水道局

方策3：教育費の負担軽減

事業等の名称	内 容	対象	所管
保育所等の利用者負担額の軽減	<p>子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもにかかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額を無償にします。</p> <p>また、幼児教育・保育の無償化の対象とならない子どもの利用者負担額について、ひとり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実施します。</p>	母子 父子	子ども 青少年局
就学援助	<p>経済的な理由により、子どもを小中学校に就学させるのが困難な方に対し、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助します。</p>	母子 父子	教育 委員会
高等学校等給付型入学支援金	<p>経済的理由により就学の支援が必要と認められる方に対し、高等学校等に入学するために必要な学資を支給します。</p>	母子 父子	教育 委員会
高等学校給付型奨学金	<p>経済的理由によって修学が困難な方に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を支給します。</p>	母子 父子	教育 委員会
【新規】 ひとり親家庭の通学支援としての自転車駐輪場の利用料金負担軽減補助	<p>ひとり親家庭の高校生が、通学のための地下鉄駅に設置された有料自転車駐輪場の定期駐車券購入にかかる費用の補助を実施に向けて検討します。</p>	母子 父子	子ども 青少年局
【新規】 ひとり親家庭の高校生の通学定期補助	<p>ひとり親家庭の高校生の通学定期購入にかかる費用の補助を実施に向けて検討します。</p>	母子 父子	子ども 青少年局



第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画
令和7年3月

【編集・発行】

名古屋市子ども青少年局

子ども未来企画部子ども未来企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話 052-972-2522

FAX 052-972-4204